

第二十六回国会
衆議院

社会労働委員会海外同胞引揚及び連合審査会議録第一号
遺家族援護に関する調査特別委員会

昭和三十三年四月三日（水曜日）

午前十時三十八分開議

出席委員

社会労働委員会

委員長 藤本 捨助君

理事大坪 保雄君 理事大橋 武夫君

理事龜山 孝一君 理事野澤 清人君

理事八木 一男君 理事吉川 栄光君

理事村 武一君 小川 半次君

田中 正巳君 高瀬 傳君

山下 マサ君 古川 丈吉君

岡本 隆一君 井堀 繁雄君

堂森 芳夫君 山口シヅエ君

山花 秀雄君

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

委員長 廣瀬 正雄君

理事木村 文男君 理事中馬 辰猪君

理事中山 マサ君 理事山下 春江君

理事櫻井 奎夫君 理事戸叶 呈子君

日井 莊一君 床次 徳二君

眞崎 勝次君 受田 新吉君

中井徳次郎君 山口シヅエ君

出席國務大臣 神田 博君

出席府政委員 厚生大臣 博君

総務府事務官 賀屋 正雄君

官房審議室長 中垣 國男君

厚生事務官 田邊 繁雄君

引揚援護局長 委員外の出席者

大蔵事務官 小熊 孝次君

（主計官）

厚生事務官 小池 欣一君
引揚援護局長 専門員 川井 章知君

本日の会議に付した案件

引揚者給付金等支給法案（内閣提出 第一一五号）

〔藤本社会労働委員長委員長席に
着く〕

○藤本委員長 これより社会労働委員
会、海外同胞引揚及び遺家族援護に関
する調査特別委員会連合審査会を開会
いたします。

先例により委員長の職務は私が行い
ます。

引揚者給付金等支給法案を議題と
し、審査を進めます。

まず趣旨の説明を聴取いたします。

神田厚生大臣。

引揚者給付金等支給法案
引揚者給付金等支給法
目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 引揚者給付金等の支給
（第四条―第十四条）

第三章 不服の申立（第十五条―
第十七条）

第四章 雑則（第十八条―第二十
四条）

附則

第一章 総則
（この法律の趣旨）

第一条 引揚者、その遺族及び引揚

前に死亡した者の遺族には、この
法律の定めるところにより給付金
を支給する。
（定義）

第二条 この法律において「引揚者」
とは、次に掲げる者をいう。

一 昭和二十年八月十五日まで引
き続き六箇月以上本邦以外の地
域（以下「外地」という。）に生活
の本拠を有していた者（昭和十
四年十二月二十二日の閣議決定
満洲開拓民に関する根本方針に
関する件に基く開拓民について
は、昭和二十年八月十五日まで
引き続き外地に生活の本拠を有
していた期間が六箇月未満の者
を含む。以下第三号において同
じ。）で、終戦に伴って発生した
事態に基く外国官憲の命令、生
活手段の喪失等のやむをえな
い理由により同日以後本邦に引
き揚げたもの

二 昭和二十年八月九日まで引き
続き六箇月以上外地に生活の本
拠を有していた者で、ソヴィエ
ト社会主義共和国連邦の参戦に
伴って発生した事態により同年
同月同日以後同年同月十四日以
前に本邦に引き揚げたもの

三 昭和二十年八月十五日まで引
き続き六箇月以上外地に生活の
本拠を有していた者で、本邦に
滞在中、終戦によつてその生活
の本拠を有していた外地へもど
ることができなくなつたもの

四 終戦に伴つて発生した事態に
より昭和二十年八月十五日以後
引き続き外地に残留することを
余儀なくされた者で、昭和二十
七年四月二十九日以後本邦に引
き揚げたもの
この法律の適用に関しては、
「本邦」には、齒舞群島、色丹島及び
厚生省令で定めるその他の島は、
含まれないものとする。
（認定）

第三条 引揚者給付金又は遺族給付
金を受ける権利の認定は、これを
受けようとする者の請求に基い
て、厚生大臣が行う。

第二章 引揚者給付金等の支
給

（引揚者給付金の支給）

第四条 引揚者で、昭和三十三年四
月一日（同年同月二日以後本邦に
引き揚げた者については、その引
き揚げた日）において日本の国籍
を有するものには、引揚者給付金
を支給する。

（引揚者給付金の額及び記名国債
の交付）

第五条 引揚者給付金の額は、引揚
者の昭和二十年八月十五日におけ
る年齢により定めた次の表の額と
し、記名国債をもつて交付する。

年 齢	引揚者 給付金の額
五十歳以上	二八〇〇〇円
三十歳以上 五十歳未満	二〇〇〇円

十八歳以上	一五、〇〇〇円
三十歳未満	七、〇〇〇円
十八歳未満	

2 第二条第一項第四号に掲げる者
で、日本国との平和条約第十一
条に定める裁判により拘禁され、又
はこれと同視すべき事情の下にお
いて外地に残留することを余儀な
くされていたものに支給する引揚
者給付金の額は、前項の規定にか
かわらず、二万八千円とする。

（引揚者給付金を受けることがで
きない者）

第六条 昭和三十一年分の所得税額
（配偶者（婚姻の届出をしていない
が、事実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。以下同じ。）に所
得税を納付すべき所得があつた場
合には、その配偶者の所得税額と
の合計額。以下同じ。）が八万八千
二百円をこえる者及びその者の配
偶者には、引揚者給付金を支給し
ない。ただし、昭和二十九年から
昭和三十一年までの各年分の所得
税額の平均額が八万八千二百円に
満たない者については、この限り
でない。

2 前項の所得税額とは、地方税法
（昭和二十五年法律第二百二十六
号）第二百九十二条第五号に規定
する所得税額をいい、所得税法（昭
和二十二年法律第二十七号）の施
行地以外の地域において所得を
得た者については、政令で定めるこ
と

れに代るべき額とする。

(引揚者給付金を受ける権利の受継)

第七條 引揚者給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に引揚者給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の引揚者給付金を請求することができ

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした引揚者給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした引揚者給付金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

3 第五條に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のしたその者の死亡前に支払うべきであつた同条に規定する国債の元利金の請求又は同条に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした同条に規定する国債の元利金の支払又は同条に規定する国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族給付金の支給)

第八條 次に掲げる者の遺族で、昭和三十二年四月一日(第一号に掲げる者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有するものには、遺族給付金を支給する。

一 昭和二十年八月十五日において外地にあつた者で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にある間に死亡したもの又は終戦に伴つて発生した事態により引き続き外地に残留することを余儀なくされている間に死亡したもの

二 昭和二十年八月九日において外地にあつた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後同年同月十四日以前に外地において死亡したもの

三 第二條第一項各号のいずれかに該当するに至つた後昭和三十二年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの

(遺族給付金を受けるべき遺族の範囲)

第九條 遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子及び父母並びに昭和二十年八月十五日(前條第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同條第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同條第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時)においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

あつた子が出生したときは、その子は、死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子が、昭和三十二年四月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同年同月一日(死亡した者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有していたものとみなす。

(遺族給付金を受けるべき遺族の順位)

第十條 遺族給付金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母については、昭和二十年八月十五日(第八條第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年同月九日、同條第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時)において当該死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしていたものを先にし、同順位の父母について、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

含む。した者及び同年四月一日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。

二 子(昭和三十二年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ)において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く)。

三 父母

四 孫(昭和三十二年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く)。

五 祖父母

六 兄弟姉妹(昭和三十二年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く)。

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

2 前項の規定により遺族給付金を受けるべき順位にある遺族が、昭和三十二年四月一日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者が昭和三十二年四月一日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、他に同順位者がないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者)を遺族給付金を受けるべき

き順位の遺族とみなすことができる。

(遺族給付金の額及び記名国債の交付)

第十一條 遺族給付金の額は、死亡した者一人につき次の各号に定める額とし、記名国債をもつて交付する。

一 第八條第一号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日における年齢、同條第二号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の死亡の日における年齢により定めた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
十八歳以上	二八、〇〇〇円
十八歳未満	一五、〇〇〇円

二 第八條第三号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日(同年同月十四日以前に死亡した者の遺族に支給する遺族給付金については、その死亡の日)における年齢により定めた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
五十歳以上	二八、〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	二〇、〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五、〇〇〇円
十八歳未満	七、〇〇〇円

(遺族給付金を受けることができる者)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する遺族には、遺族給付金を支給しない。

一 第六条第一項に該当する者

二 昭和三十三年三月三十一日以前に、離縁によつて死亡した者との親族関係が終了した者

2 当該死亡した者の死亡に關し、他の法令により、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による遺族年金又は弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には、遺族給付金を支給しない。

（適用規定）
第十三条 第七条第二項の規定は、遺族給付金を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合において、同条第一項及び第二項の規定は、遺族給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族給付金の請求又はその権利の認定について準用し、同条第三項の規定は、第十一條に規定する国債の記名者が死亡した場合において準用する。

（国債）
第十四条 第五条第一項及び第十一條の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債は、十年以内に償還すべきものとし、その利率は、年六分とする。

3 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

い。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 不服の申立

（不服の申立）

第十五条 引揚者給付金又は遺族給付金に關する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、書面で、厚生大臣に不服の申立をすることができ。

2 前項の規定による不服の申立は、時刻の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむをえない理由があるとき認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができる。

（裁決）

第十六条 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

（政令への委任）

第十七条 前二條に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

（特例）

第十八条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時刻によつて消滅する。

第十九条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

ただし、引揚者給付金を受ける権利については、引揚者が、その者と生計をともにしている配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で引揚者給付金を受ける権利を有するものに譲渡する場合においては、この限りでない。

（差押の禁止）

第二十条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利及び第五条又は第十一条に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例による場合においては、この限りでない。

（非課税）

第二十一条 引揚者給付金、遺族給付金、第五条又は第十一条に規定する国債につき引揚者、遺族又はこれらの者の相続人が受ける利子及びこれらの者の引揚者給付金を受ける権利の譲渡による所得については、所得税を課さない。

第二十二条 引揚者給付金を受ける権利の譲渡、第五条若しくは第十一条に規定する国債の譲渡又はその国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

（国債元利金の支払）

第二十三条 第五条又は第十一条に規定する国債の元利金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

（権限の委任）

第二十四条 この法律により厚生大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

（省令への委任）
第二十四条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して、公布の日が昭和三十三年四月二日以後であるときは、同年四月一日から適用する。

（第五條第二項に規定する者に關する特例）
2 第五條第二項に規定する者については、第四條の規定にかかわらず、その者が日本の国籍を有しない場合においても、同條の規定による引揚者給付金を支給する。ただし、この法律の施行前に本邦に引き揚げた者については、その者が、この法律の施行の際、本邦に住所又は居所を有する場合に限る。

（国債の発行の日）
第十四條第一項に規定する国債の発行の日は、昭和三十三年六月一日とする。ただし、昭和三十三年六月一日以後引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が六月一日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の六月一日とし、その日が一月一日以後五月三十一日以前であるときは、その前年の六月一日とする。

（厚生省設置法の一部改正）

4 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第六十二號の次に次の一號を加える。

六十二の二 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第...）の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定し、及び不服の申立について裁決をすること。

第十四條の二 第一項第三號の次に次の一號を加える。

三の二 引揚者給付金等支給法を施行すること。

（行政機關職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）
5 行政機關職員定員法の一部を改正する法律の一部を改正

正する法律(昭和三十三年法律第
号)の一部を次のように改
正する。

附則第二条の表厚生省本省の項
中「二七〇人」を「二八〇人」
に改める。

6 行政機関職員定員法の一部を改
正する法律(昭和三十三年法律第二
十九号)の一部を次のように改正
する。

附則第十項の表厚生省の項中
「三七〇人」を「三六〇人」に
改める。
「二七〇人」を「二八〇人」に
改める。

(総理府設置法の一部改正)
7 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二百七十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中在外財産
問題審議会の項を削る。

○神田國務大臣 ただいま議題となり
ました引揚者給付金等支給法案につ
きまして、その提案の理由を御説明申
上げます。

過般の大戦の終結により、きわめて
多数の同胞がその生活の本拠とする外
地からはほとんど無一物になって引き揚
げ、地縁、人縁の乏しい内地で生活の
再建をはからねばならなかったものであ
りまして、内地の戦災者等に比較いた
しまして、その再起更生にさらに大き
な障害があったことは、ここにあらた
めて申し上げるまでもないところでご
ざいます。

政府は、これら引揚者に対しまして
は、その実情にかんがみ、応急的な援
護を行うとともに、住宅の供与、更生
資金の貸付等の援護更生施策を実施し

たして参ったのでありますが、多年の
懸案であつた在外財産問題につきま
しては、昨年六月、内閣総理大臣から在
外財産問題審議会に対し、在外財産問
題処理のための引揚者に関する措置方
針について諮問がなされたのでありま
す。同審議会においては、きわめて慎重
かつ、熱心にその本質及び実態の究
明を行い、昨年十二月に至り、内閣総
理大臣に対し、右の諮問に対する答申
が提出されたのであります。

政府といたしましては、右の答申の
趣旨にのっとり、引揚者に対する施策
を実施するに際し、基本方針を定め、そ
の実施方法等につきましましては、でき
る限り、引揚者の要望に即することを
旨として種々考慮いたして参つたので
あります。が、ようやく先般、諸般の調
整を終り、ここに引揚者給付金等支給
法案として提案する運びに至つた次第
であります。

以下この法案の概要について御説明
いたしたいと存じます。

まず第一に、終戦時、外地に六ヵ月
以上の生活の本拠を有していた者等所定
の要件を満たしている者を本法にいう
引揚者とし、これら引揚者に対しまし
ては、終戦時の年齢の区分により、五
十才以上の者に二万八千円、三十才以
上五十才未満の者に二万円、十八才以
上三十才未満の者に一万五千元、十八
才未満の者に七千円の引揚者給付金を
支給することにいたしましたのでありま
す。なお、外地に長く残留することを
余儀なくされ、講和条約発効後引き揚
げた者は、その実情にかんがみ、外地
に生活の本拠がなかつた場合において
も、引揚者給付金の支給対象とし、さ
らにそのうち、いわゆる戦争受刑者に

つきましては、年令にかかわらずすべ
て二万八千円を支給することにいたし
ました。

第二に、ソ連の参戦または終戦に
伴つて引き揚げねばならなくなつた者
あるいは外地に残留することを余儀な
くされていた者が外地において死亡し
た場合及び引揚後二十五才以上で死亡
した場合は、それぞれその遺族に対
し、遺族給付金を支給することとし、
その額は、外地で死亡した者の遺族に
つきましては、死亡した者の終戦時の
年令の区分により、十八才以上であつ
た場合は、二万八千円、十八才未満で
あつた場合は、一万五千元とし、引き
揚げ後死亡した者の遺族につきまして
は、引揚者給付金の額に見合う額とい
はしたことにあります。

第三に、一定金額以上の所得のある
者等、現に生活基盤の再建をなし得た
者には給付金を支給しない趣旨のもと
に、その所得額が八万八千二百円を
こえる者及びその配偶者には、引揚者
給付金及び遺族給付金を支給しないこ
ととしたのであります。

第四に、引揚者給付金及び遺族給付
金は、記名国債で交付することとし、
その利率は年六分、償還期限は十年以
内、発行期日は昭和三十三年六月一日
にいたしたことであります。

その他、不服申し立て、国債元利金の
免税、実施機関等所要の事項を規定い
たしておりますが、この法律により引
揚者給付金及び遺族給付金の支給件数
は約三百四十万、国債発行総額は五百
億円に達するものと見込んでおります。

なお、以上申し上げましたこの法案
による措置に合せて、政府は、引揚者
に対する生業資金の貸付、住宅の貸与

の援護施策につきましても、その拡充
に努力いたす所存であります。

以上がこの法案を提出いたしました
理由であります。何とぞ慎重に御審議
の上、すみやかに御可決あらんことを
お願いする次第であります。

○藤本委員長 以上で説明は終りま
した。

次に質疑の通告がありますので、順
次これを許します。山下委員。

○山下(春)委員 今回政府におかれま
しては、戦後十二年、外地で敗戦を見
まして、心身ともに苦悩を切り抜けて
命からがら帰つて参りました者たちに
対して、何らかの処遇をすべきである
という問題が、長い間非常に大きな問
題として取り扱われておりましたのに
対して、非常に適切な結論をお出しに
なつて、引揚者の給付金等の法律をお
出しになりましたことに対しては、わ
れわれ長い間その問題について検討を
して参りましたものとしては、まことに
感謝にたえない次第であります。と
ころで、もはやこの法案に対しては先
輩、同僚からあらゆる角度から御質疑
の湧んだあとでございまして、私が蛇
足を加える必要はないのでございま
す。が、ただ一点だけどうしても納得が
いかない点がございますので、これに対
してぜひ大臣に御決意を承わつて御善
処をお願いしたいという問題があります。

それは、いろいろよくお考えを願つた
のでありますが、ただ引揚者のワタク
中に入つておるケースで、果敢の戦犯
として抑留されておりました人たちに
対する処遇が抜けております。これは
おそらく審議会におきましても政府に
おきましても、いろいろな議論があろ
うことをも勘案して取り除かれたと思

いますけれども、この問題は大臣も御
承知の通り、果敢に入つておる者が果
して帰還したものであるかどうかとい
うことについては、非常に疑わしい点
があると思つております。私、今か
ら思い出しますと、二十三年の暮れで
ございましたが、終戦直後には果敢の
戦犯に対して国民の投げ与えておりました
眼は非常に冷たいものでありまし
た。ところがだんだんよくわかつて参
りまして、それでむしろ果敢につな
がれておる——しかも三十二年、三年こ
ろには、すでに死刑を宣告されておる
者が、あの果敢ブリズンの中できよう
も一人、あすも二人と処刑をされた。
われわれ全く魂をかきむしられるよう
な毎日を過ごしておりました。私は二
十三年の暮れにこの事情をよく国民に
伝えまして、私の選挙区で婦人が四百
人ばかりほんの一握りのもち米を持ち
寄つて、郷土のもちを正月前日から一
切れ食べさせた。青年たちは川に出て
小魚をつつてそれを干して、彼らが青
年期にやはり糸をたれてつったであろ
うその魚だよといって、私は連合軍が
管理しておる果敢ブリズンにその一切
れのもちを持ち、一匹の小魚を下げ
て、果敢の二十八人のB.C級の戦犯の方
たちを訪ねたことがあります。このほ
んのわずかな小さなもちが一切れ当
り、小魚が一匹当りそのものが、あの
連合軍が管理しておりますブリズン
の中では、私は約四時間間答をしてや
つとそれを目的の人たちに渡すことが
できたのであります。半日かかつてい
ろいろな点で問答をいたしました。ブリ
ズンにいる日本の管理者たちに対して
も、そういう越権なつらがつまえてし
て越権な行動をする資格がどうしてあ

たたちにあるのか、連合軍の管理を手
伝わされておるあなたたちは、命令に
そむくわけにはいきませんが、心の中に
もつと謙虚なものがなければいけない
と、私は管理者にもけんかをしていた
のであります。そういう状態を、私はあ
の二十三年の、きょうも処刑者があつ
たというような、全く国民としてはた
えられない、ブリズンを訪れた何べん
かの記憶を今呼び起してみても、こ
れはこれに該当させないということ
は、どうしても血も涙もない処置であ
りまして、人数は総計千人ぐらいであ
りますけれども、これは何としてこの
法案から漏らしてはならない人たち
であります。講和発効後の人たちはこ
れに当ることになっておりますが、過
去において二十二年国会等におきまし
て、あの中で処刑を受けました処刑者
に対しては、われわれは特別に恩給の
ワクの中に入れて差し上げた。いろい
ろ最低の恩給年限、一時恩給に到達す
る年限を、あの在監中の日時を加えた
等の措置も、やはりこういった国民的
な感情は、そのままだに漏れたからと
いってはおかむりをするのできない
ものであります。ちょうどあの講和
発効のあとをきき考えてみても、マ
ヌスの監獄やモンテンルベの死刑囚
を、われわれ引揚委員会がほんとうに
心血を注いで内地に連れ帰そうとした
努力は、今から考えてみても、私ども
もよく向う見ずにやっと思つたほどの
ことでございます。臺州大使館等へ何
十べん訪ねましてもはかがいきません
ので、あたかも英國のエリザベス女王
の戴冠式という世界民族をあげてのお
喜びの日に、はなはだ国際エチケット
を心得ないしわざではありましたが、

この喜びの日に、あなたの支配下であ
る臺州の小さな孤島、灼熱遼瀋の地マ
ヌスにいられたわかれ同胞、戦犯を内地
に帰して下さい。私はエリザベス女王
に、身の落度があつたら、政府にも国
会にもそのとががこないように、私の
責任において建白書を送つたこと等を
今思い起してみても、これが今日十二
年たちまして、この大問題が政府の手
によってかくも整然と処理されよう
というときに、この問題がこの法律から
抜けますことは、過去において私ども
がいろいろ積み重ねて参りました戦犯
という問題は、日本国民は一体これを
どう解釈すべきであらうか。私は日本
国の敗戦の歴史の上における一つの
大きな課題とさえ思ふこの問題に對し
て、なぜならば、第一次大戦には戦犯
といふものはございせんでした。そ
れが第二次大戦に、世界のいろいろな
批評もあつた戦犯といふ、勝つた者が
負けた者を一方的にさばくといふこの
戦争裁判といふものは、不法である
という議論があつたようなこともあり
まして、この問題をわれわれ日本国民が
どう考へてこれを処遇すべきかといふ
ことについてはこれを省きまして、今
行われようとする、これら問題の傷
あとの最終処理として提案された政府
としては、はなはだ片手落ちな処遇で
あつたと思ふのであります。そういう
点で、人一倍感傷性の強い、ヒューマ
ニストである神田大臣は、もととお
聞きになつていられお抜きにならな
かつたと思ふのであります。この小
さな法案上のごでございまして、ひ
よつとして大臣のお耳に達していな
いために抜けたのではなからうかと思
います。この問題については、大臣

はどのように処遇をしようとしたいま
お考へでいらつしやいましょうか、御
決心を承りたいと思ひます。

○神田國務大臣 たいさ山下委員よ
り、戦争の跡始末に關する、特に果
の処刑者の問題につきまして、いろ
ろとお述べになられたことにつしま
して、私もまことに同感でございま
して、これはとやかく申し上げる筋も
ないと思ひます。全くお説の通りと私
も考へておる一人でございます。そこ
で問題は、そうした事情にあられる方
々が、引揚者給付金等支給法案の中に
盛り込まれておらない、こういうこと
はわれわれ国民感情としてはなほだ遺憾
でないか、何か救済する方法はないか
といふお尋ねのうちに承つたのでござ
います。御承知のように、この法案が
こまに参ります過程におきまして
は、非常な大きな問題でございまし
て、大筋の折衝に非常な時日を費して
おつたことは、御承知の通りだと存
じます。急転して妥結いたしましたし
て法案化したこととございまして、い
ろいろの角度から、ことに今の果
の問題に限らず、戦争直前の強制引揚者等
の問題も関連して起きておるような事
情もございまして、私どもこの法案を
立案するに當りましては、関係当局と
いろいろ折衝の上でここに至つたわけ
でございますが、何しろ戦争の規模も
非常に広大なものでございまして、し
ていましてこの終戦の跡始末もいろ
ろなことが次々に起きておるやうな
わけでありまして、今お述べになりま
したのもそのうちの大事な一つと考へ
ております。そこでこの法案に、それ
らばどう処置するかということになり
ますと、ただいま政府の方といたしま

しては、ここでは盛つておらないわけ
でございまして、今どうしようといふ
ことになりまして、お答えしたい事
情があるわけでございまして、大事な
こととございまして、この法案の検
討をお願いいたします最終の段階に、
これは考慮しなければならぬこと
であらうかと存じます。私だけでこれ
をどうするといふやうなことを今こ
でお答えしかねる事情と一つ御了承願
いしたいと思います。

○山下(春)委員 たいさの厚生大臣
のお答えは、私一人で今どうするとい
ふことは言えない事情にある諸般の情
勢を一つぜひ考慮してくれ、考へてく
れといふことであります。これらの
問題は私は、これは法律上の議論とい
ふことになりまして、いろいろな議論
があつたと思ひますが、厚生省が敗戦
後の過去十二年行なつて参りました諸
般の行政は、決して法律的なりっぱな
基礎があつてやつたといふものばかり
でなくて、そうでなかつたところに、
厚生省が従来経験のない仕事をよく処
理されてきたといふそのことに、むし
ろ私は非常な人間性を感じ、厚生省と
いふ役所の尊さを感じておるものであ
りますが、厚生大臣の決意に對して困
るという議論を出す人は一体だれでござ
いましょうか。

「藤本社会労働委員長退席、廣瀬
海外同胞引揚及び遺家族援護に關
する特別委員長着席」

それをこの委員会に連れてきて、私ど
もは究明しなければならぬと、日
本の厚生大臣がきめたことを、それは
間違つておるからいけないといふや
うなことを言う人があつたとすると奇
怪千萬で、それをここに連れてきて究
明し

なければならぬと、それは大へ
んなことだと思ふのであります。そ
れは一つ大臣、厚生大臣のことに對
して御決意なされたことを、しかも戦
犯といふ問題がたれでも憎い、悪鬼
のような問題だといふならば別でござ
います。第一次大戦には国際裁判とい
うものが、勝つた者が負けた者を一
方的に処断するといふ戦争裁判とい
うものが、勝つた者が負けた者を一
方的に初め勝つた者が負けた者を一
方的に

さばく――私は言いたくはないけれ
ども、しからば一体長崎、広島に原
子爆弾を落したものは、世界の戦争
史上どういふやうな処断を受けてお
るかといふことを、言いたくはない
が言わざるを得なくなつてくる。そ
ういふことを考へてみて、日本が戦
争裁判にかけられて一方的に、何ら
の抗弁も許されな

いにおいてこれを何とか、その子供
たちが自分の父は父を、その結論は
罪人として戦争裁判の記録に残され
たのだといふことで、そのままだに
たのよいものであらうか。私はこの
戦争裁判といふものには死ねるまで
考へ続けなければならぬ重大な問題
だと思ひます。外地で非常な艱難
苦行をしてきたすべての人たちに對
して、財政の許す範囲内において、
十分ではあるまいけれども、あなた
の方のお心をお見舞いしますといふ
この法律は、私は政府として無限
ない意味を持つておると思ふ。その
中にこれを入れないといふことを
厚生大臣が私一人では言えない
と、言うのなら、私どもは、言える
人、そのじやまをする人をここに
連れてき

て、そのじやまの理由をよく究明しなければならぬのでありますが、これはおそろくそれは大臣が御心配の必要はなく、厚生大臣としてぜひ入れるのだという御決意におなりになれば、私は決して異論はない。またこれに對して大臣の処置が悪かったという國民は一人もいないことを私は確信を持ってお願いするのでありますが、もう一度勇氣を出して御答弁をお願いしたい。

○神田國務大臣 山下委員の戦犯について、その考え方は全く同感なんでございますが、問題はこれの中に入れるか入れないかという問題になるわけでございまして、入れなかったことについての私の答弁について、山下さんあまり考え過ぎておられるのではないかと。何か私が入れない気持ちをこわす人があるのではないかと。ふうにお考えじゃないかと思ひますが、もしそうだとすれば、これは非常な誤解でございます。私は、私はそういう意味でお答えを申し上げておるのではないのでございします。みな申し上げなかったで、これは私の方に手落ちがあったと考えておりますが、先ほども申し上げましたように、大きな戦争の跡始末でございまして、この問題に關連して学徒動員の問題をどうするか、徴用工あるいは応召の報道班員というふうないろいろな問題がまだ残っているわけでございします。そういう意味からいへば、今の戦犯の問題もやはり未解決のケースである、こうお考え願ひたい。なぜ入れないかということ、どなたが熱心さが足りないかという問題ではないのでございまして、結局引揚者給付金等

支給法にどの程度入れるかということについて話のついたものをまとめたものが、今御審議願ひておる法案でございます。そこで未解決の問題は、今お述べになりました問題、私が今申し上げている動員学徒とか、徴用工で内地における爆撃等によつて非常に傷害を受けた方々、報道班員、傷痍軍人の問題など、たくさん残っている。金額から申しますと、こういう大きな金額はおそろくないでしよう。大筋としては、これは最後の一番大きな問題をここで一つ解決をしたいということでございますが、内容になりますと、まだいろいろあるわけでございまして、そういうものをならみ合せて考えていかねければならぬのではないかと、こういう意味で私はお答え申し上げました。これに入れることを反對しておるとかどうとかいう意味ではございしませんから、その点誤解のないようにしていただきたいと思います。ただこれをどうしようかというところは、先ほど申し上げましたように、まだ審議の途上でございしますから、今私が申し上げたこと、あるいは山下委員がお話になられたようなこと、さらにまたそれ以外のこともありますが、そういうものをずつとしばつてみて、そこでどうしようかというふうなことにしてまゐつたお答えをせよということになりますと、私一人ではできません。いろいろ政府の方針がございしますから、厚生省だけでお答えしかねる、こういう意味で申し上げたのでありますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 私はまだ不勉強でありますが、今回の法案には、今大臣が仰せられた学徒動員とか、そのほか閣議決定、あるいは総動員法に基くものとか、援護法の三十四条の内容がみなこの中へ入っていると思ふのです。私はこの法案をお組み立てになつたのは、とても頭のいいりつぱな組み立て方だと思つて感心しているものであります。が、それでもなお残つたものは援護法でやりになるのがよろしいのではないかと思ひます。今の戦犯の問題をこの法案の中から残しておきますと、将来これをどういうケースで解決してあげるかという、いいチャンスがなかなか見つからないと思ふのです。この法案はまだ未解決の面があるから、戦犯の問題はそれと一緒に考えたいから、ここでは残つたケースとして考へて、この法案は法案として通して欲しいという大臣の御気持ちのようでございますが、それはちよつと困るのでございします。私がこれを力説いたしますと、政府は、お前は戦犯は千人だけだと言ふけれども、これがあちこちに爆原の火のように燃え広がつて波及するといふことを大へん御心配のようでございますが、国会も良識を持つておりますので、決してさうなことを申し上げる意図はございしません。ただ今申し上げたように、戦犯のケースがこの際この法律から漏れますと、筋の通つた処置の方法が当分見つからないと思ふのです。従つて一番心を痛めているこの問題がすつと落ちて、なかなか次のチャンスが見つからないということに相なるおそれがございます。この中へ第三國人の戦犯をお入れになつたといふことは、この法案が一番適當だと思ひになつたからだと思ひますが、私もこれに對しては大賛成で、よくお入れ下さつたと思ふのであります。日

本人の戦犯だけをここから残さずに、この際これを処遇することが筋も通り、一番いい機会だと思ふのであります。が、まだ研究が足りないからというのでなく、この際これを入れて処遇しようといふことで、一つ人間的な厚生大臣の御発言をいただけないものでしょうか。そうすればこれに關する大臣への質問は終るのでございしますが、それでない大臣にうんと言つていただくまでやらざるを得ないことになるのでございしますが、どうでございしょうか。

○神田國務大臣 山下委員から情理兼ね備えたお尋ねでございまして、先ほどお答え申し上げているように、戦犯に對する考え方については私も全く同意見であります。この処遇の問題をどうするかということでございますが、今この法案の審議の途中でございしますので、今の考え方をまづここにのまゝ入れる——この法案にこだわるわけではないわけでございますが、しかし、それではなかなか山下委員御納得が無理なようでございます。私の氣持は変りない、同じである、こういうふうになつて承願つて、どうするかということ、これは御審議を願つておることでございます。皆様方の賢明な御良識でまゐることと考えておりますので、さうに御了承願ひたいと思ひます。

○山下(春)委員 実は神田厚生大臣はヒューマニストであり、そういうことに対する特別な御熱情のある方でございまして、私はなるべく理屈を申し上げないでお願いをしたいと思つたのでございしますが、大臣、実は集議に在所しておりますのは未帰還者なのです。今はあんなふうに出たり入ったりしまして、集議にもいろいろの風評もございしますけれども、講和発効前までは、私はあのブリズンの中を日本と思つことは間違ひだつたと思ふのです。従つて、厚生省が未帰還者の留守家族援護法というもので、あれは未帰還者としてお扱いになつた。あの門を出るときに初めて日本に帰還したのだといふことで、帰還手当をちゃんと出しておいでになる。これは、あすから出所するときに厚生省が出張して業務をおやりになつてゐるのでありますから、厚生省の方が一番よく御承知で、あれは帰還した人々の中に入つておらな。日本国内にあらう入れものがあつたのですから、あたかも帰還したように見えるのですけれども、未帰還者なんです。ずっと以前に作られた法律が、集議に在所している者も未帰還者として処遇してきたことは間違ひないのであつて、未帰還者であるならば、何で今ごろそれを未帰還者として扱わないかということ、これは法律上理屈を言わないで、私は大臣にいい氣持で処置してもらいたいと思つたのでございしますが、理屈からいって、法律からいって合わないでございします。が、それはどうなりました。

○神田國務大臣 今の山下委員のようにはその通り執行すればいいわけでございますから、御心配の要はそことれるわけでございします。問題は、今の集議のあの施設をそういう解釈できるかどうか。無理にでもできるかどうか。となれば問題ないのでございします。が、できるかどうか、そういうことは一つ後刻十分研究をさせていただきます。

こういうことにお願ひしたいと思ひます。

○山下(春)委員 せむそうお願ひしたいと思ひます。それは未帰還者のワタにりつぱに入っております。ただ今若干の方が残っております。それはやや自由なことに、講和発効後はなっております。ところが講和発効後のケースはこの中にりつぱに入れない、一番きびしかった時代を入れてないといふことは、ちよつとがまんしろといわれても、私どもどうやうがまんしていいかわからなくなつてしまふのですが、一番きびしい、何らの自由を与えてないときは認めない。今ルーズになつてゐるのに、講和発効の二十七年後はやるぞ。これじゃ、そこからこつちはいわば漏れたら仕方がないと私は思うのですが、そこまではやつていただかないといふことはどうにもならないのです。そこで予算等のこともあらうと存じますが、これらの法律が従来、終戦後行われておりました中に、これくらゐな数字は自然に出てくるようなことになつておりましたので、私も、ここで莫大に予算を膨張するようなことを願ひしてやるわけではございませんから、大臣のお氣持もわかつたような氣もいたします。このことはぜひ一つ大臣、真剣にお考えいただきまして、われわれ委員会の心の届きますように御配慮を願ひたい、こう考へておりますが、そのことについて強く一つ御返事をいただきたいと思います。

○神田國務大臣 ただいま山下委員からお述べになりましたことは、十分了承できるのでございますので、よく一つ検討いたしまして善処いたしたい、

かように考へております。

○山下委員 私それでは、大臣がこのことについては、われ委員会の一しかも、国民もまた、これをやつていただくことの方が納得できると思う。すべての意見をおくみ取り下さいまして、御善処願ひものと了承をいたしまして、大臣に対する質問はこれで終了です。

一言、局長にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。むろんこれは手落ちなくやつていただいたと思うのでございすが、これもいろいろな問題を包蔵しております。あの太原の問題、あるいはその他の現地で除隊になつた連中は、引揚者の公務員並みの処遇を受けておらないのです。従つてこれは、こういう場合に入れば、これまゝいろいろ議論されていたことが埋まるのではないかと思ひます。これは入れてございしますか。

○田邊政府委員 この条文で申しますと、御質問の点は、第二条第一項第四号「終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、云々と書いてございすが、山西省において現地復員をして現地にどまつた方々、これらの人々はその当時、当時の軍司令官によつて現地除隊をしております。これらの者を外地に残留することを余儀なくされた者と解釈するかどうか、この点にかかると考へております。その点は、実情に即して十分考へていたしたいと思ひます。

○山下(春)委員 法の解釈は局長仰せの通りだと思ひますが、実情に即してという御答弁は、大体この際これ

そのワタに入れるべきものと思ひます。置するつもりだと思ひつたことだと思つてよろしゅうございしますか。

○田邊政府委員 この点は、前々からお話し申し上げております通り、山西の部隊の引揚者が閻錫山の部隊に参加をした。その際に当時の軍司令官は、自己の意思によつて部隊を離れたものと認め、現地除隊の身分上の取扱ひをしておるわけにございします。問題は、そういう人事上の取扱ひが間違つておつたかどうかといふこととございします。これは終戦後、私どもの復員官署において復員の処置をとつたわけではございせんので、現地において当時の軍司令官がそういう処置をとつたわけにございします。人事上の取扱ひでございします。その取扱ひが明瞭に間違つておるといふことであるならば、今日においては取り消すことにやぶさかでないわけにございします。たとえ

ば、その後帰つた人々について一々確かめてみた結果、帰るんだという軍司令官の命令が各人に徹底しないために、知らず知らずして現地にどまつてしまつた、こういう場合は、自己の意思によつたものと思ひます。そのときは取り消すべきであると思ひます。しかし、明瞭に部隊を通じての帰還命令が徹底しており、それを十分承知しながらもあつて残つたという場合におきましては、その人事上の取扱ひは間違ひではなかつたが、今日の事態においては特別の考へを加へるかといふ立法上の措置が要するのではないかと考へます。それはそれとして、第二条第四号にいう、残留を余儀なくされた者であるかどうかといふ点については、それはそれは離れて解決する余地

があるし、またそういう点につきましましては十分実情に即した考へを加へて参りたい、こう申し上げておるわけでありま

○廣瀬委員長 受田新吉君。

○受田委員 この法律の趣旨ですが、第一条に掲げてあるこの趣旨の給付金支給の精神といふものは、あるいは法律的根拠といふものはどういふところへ置いておられるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○神田國務大臣 この法律の趣旨といひます。これは、提案理由にも述べておられますように、海外同胞が生活の本拠とする外地から無一物で引き揚げてこられて、地縁、人縁がほとんど内地に乏しいので、生活の再建をはからなければならぬ。こういうことから勘案いたしまして、何らかの措置をとらなければならぬのじゃないか。これは歴代政府が考へておつたわけにございしますが、御承知のように、昨年在外財産問題審議会の答申がございしました。これは十二月になつて答申があつたわけにございしますが、これは超党派的に申しましようか、学識経験者、あらゆる方々が御参加されまして、いろいろ御審議を願つた結果、全生活の基盤を失つて帰つてこられるのであるから、そこに特別な政策的措置を講ずることが適當だ。これはもちろん国家財政の見地を勘案してのことでありま

うが、内容的に申しますれば、そういう意味であるから一定の給付金を支給する。さらにまた生業資金の貸付であるとか、あるいは住宅事情の緩和といふような趣旨で政府が適當な措置をとつたらどうか、こういう答申等もござい

して、政府におきましても、この答申を尊重して解決いたしたい。こういう方針を決定いたしました。この仕事を厚生大臣の担当にするといふようなこととでありまして、厚生省としてお引き受けして、この仕事を受け持った。いろいろ長い歴史のことといふくらい長い時日も経過してゐることとございすが、引揚者団体等とも十分な折衝をいたしまして、いろいろこれは議論があつたわけでありま

○受田委員 在外財産問題審議会の答申を尊重されて、政府としてはいろいろ考慮の末、この法案を出したのであるといふこととございしますが、政府の今回の法案に類似する法律として、例の戦傷病者戦没者遺族等援護法がありま

す。未帰還者留守家族等援護法といふものもあるわけですが、これらの法律の定義といふものに、よつて立つ法律的根拠といふものにいろいろ考へ方があつたと思ひます。審議会の答申の際にもいろいろ論議された問題を蒸し返すことを私はいたしませんけれども、とにかくこの法律を提出された根拠として、法律的な義務の云々はさておいても、とにかく国としての重大な責任を感じてこの法律を出したといふことにはなりま

戦傷病者戦没者遺族等援護法の第一条に「国家補償の精神に基き」とありますが、精神的にはどういふ気持をお持ちでございましょうか。

○神田国務大臣 私がお答えを申し上げましたのは、国家補償というように考え方で申し上げたのではないのでございまして、今度の戦争の犠牲者はこれは全国民だと思ひます。全国民が犠牲者であり被害者である。しかしその中に、政府が援助を申しましようか、どうしてもこれだけはしなければならぬやうなことの、しかも今までのいふやうに参つた戦争跡始末の施策の一環として、御議論はあろうと思ひますが、バランスのとれた一つの施策だ、こういう意味でこれをするのが戦争の跡始末として必要だ、こういうふうにとらえておるといふ意味で御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 これまでの戦争犠牲者に対する国の施策の一環ということになりますと、これまでの幾つかの關係法律によつて立つ法律の根拠といふものは、その背後に精神的には国の補償の責任を考へておるといふ形、そういうものとわれわれは認めてよろしいと大臣が言われたと了解してよろしいか。

○神田国務大臣 その法律的な問題でありますれば、政府委員から一つ答弁させたいと思ひます。

○田邊政府委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは留守家族等援護法におきましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法は第一条に「国家補償の精神に基き」と云々となっております。この「国家補償の精神に基き」といふ意味は、国家公務員の災害補償の精神に基くも

のであります。留守家族等援護法は、軍人恩給が復活するまでの暫定措置法という精神から出ておるのであります。各条項を見ればそういう精神は随所に現れておると思ひます。そういった意味の国家補償の精神と援護的な精神、社会保障的な性格、そういうものが一緒になつたものであると考えております。それから留守家族援護法におきましては、法文におきまして「特別の状態にかんがみ」と書いてあります。誰か効効後におきまして、ソ連、中共と国交が回復しないために、自分の意思によらず、自分の責任に基かずして当該地域に抑留され、また留用その他で残留を余儀なくされた方々の特別の状態、これは前例のない状態でございます。既存の法律体系からはそれに対する理論的な原理は出てこないものであります。こういう諸般の事情を考慮いたしまして、いわば補償という言葉は当らないと思ひますが、補償に似たやうな、その場合には国のある程度の責任と考へていいと思ひますが、そういうところから出た援護法といふ処置でありまして、遺族援護法の精神とはいささか違つておると思ひます。今回の処置におきましては、またそれは趣きを異にしておりまして、たゞたびたび申し上げておりますやうに、在外財産問題審議会の答申に基く特別の政策処置でございまして、本来ならば、上陸直後といういたるものを差し上げて、生活再建に資していただくのが適當であつたかと考へておりますけれども、何分にも占領下でございまして、諸般の事情のために特別の処置ができたのであります。それが終戦後十年たつた今日、いまだ生活の再建の十分でな

いと認められる方々に対しましては、金を出して上げておるという趣旨を表現しよう、こういう考へ方と思ひます。

○受田委員 特別の政策的措置は、答申に感られた政府に対するお答えであつたわけでありまして、国が施策としてかかる給付金を支給するという背景に立つものは、国が責任を感じてなされておる行為であるといわれれば認める。これに対して大臣は同感だとおっしゃつたわけですが、だから国の責任においてこれを処置するということに於いては政府委員としても認めになるわけですね。

○田邊政府委員 引揚者が戦争犠牲者として特にその被害の甚大であつたという点を是正しようという趣旨でございしますれば、そういう犠牲は国の責任でございしますので、これは国の責任と考へております。

○受田委員 この法律の義務に基く議論は、時間にもかかることとすし遠慮させていただきます。大体国の責任でこの法案を出したになつたことにおいて、は間違ひないわけなんです。ところがこの法律の定義が第二条に掲げられてあるわけですね。引揚者の定義の第一項、第二、第三、第四と、こうあります。このそれぞれに當る該当人員をどのくらいずつ予定されておるか。すでに対象人員三百四十万と、それから交付金額五百億圓に上る公債を支給するといふきり言つておられますから、それぞれの号に適用する数字も出ておると思ひますので、それをお示しいただいたと思ひます。

○田邊政府委員 第二条の第一項に該當しております引揚者の数は約三百万でございします。そのうち第一号、第

二号、第三号、第四号と分けての御質問でございします。ほとんど大部分が第一号でございします。第二号以下に該當すると認められますのは、昭和二十八年以降の、中共からの引き揚げが始まつて以降、外地に生活の根拠のなかつた人が若干含まれておりますので、それらのごく少数の方が第四号に該當するものと考へております。第二号は八月十五日以前のソ連参戦に伴う混乱の状態において帰つてきた方々でございしますが、この数は大体の見当で七、八万と考へております。死亡者が出ておりますので、その当時の数の総数よりも、今日はさらに減つておると思ひます。しかしほとんど大多数が第一号の該當者であると思ひます。

○受田委員 これに関連して遺族給付金を受ける場合ですが、この給付金の支給を受ける場合の対象になる人員をお示し願ひたいと思ひます。

○田邊政府委員 引き揚げたあとで死亡された方と引き揚げる前、引き揚げ中になつた方と二つに分けております。引き揚げたあとに死亡された方は所得制限をいたしまして約二十八万人、それから引き揚げ中になつた方は所得制限を加へまして約十五万人と考へております。

○受田委員 この数を確かめて大臣にお尋ねしたいことがあつたのでございしますが、大臣早く切り上げるのでございしますから、私は政治的に処理を急ぐやうな問題について、二、三点をお尋ねしておきたいと思ひます。

大臣はこの引揚者の定義という点について、今山下さんからの御質問がございましたので、この問題は繰り返してお尋ねを避けまされども、なお問題

とされてゐるのは満洲に開拓民として残された人々、今日まだ帰還しておられない人々もあるし、すでに死亡された人もありますが、こういう人々の取扱ひがすでに未帰還者留守家族援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法でそれぞれ何らかの形で援護されてゐる向きもあるわけですね。ところがこの法律の規定を見ますと、すでに遺族給付金を受けた者の中に開拓民などがあつて、その人については、新しい給付金は支給しないといふことをうたつておられるわけでございますが、しかし秘密に言つたならば戦傷病者戦没者遺族等援護法といふこの法律で救済する対象になつたものを、この引揚者給付金の対象にまた入れるといふのはどういふ考へでございようといふにされたのか、こちらの方は国家補償の精神である。こちらの方は今あなたのおっしゃつたやうな国の責任でやるということになつてゐる。同じ立場に立つ開拓民が一方ではこちらの適用を受け、一方ではこちらの適用を受けないといふ、法律的根拠もあいまいだし、支払ひ方法もはなはだあいまいだと思ひますが、これはどうですか。

○神田国務大臣 今お尋ねがございましたことは、政府といたしましては親切と申しましようか、當を得ているといふやうに考へて、実は措置を講じたわけでございます。これは見方、考へ方の問題でございまして、私の方から押しつけた答弁を申し上げるという意味ではございせんが、この方が実情に沿うのではないかといふ気持で、こういうやうな立法をしたのでございします。これは立法技術の問題で、大事なことでございしますから、政府委

員

員

員

員から詳細に答弁いたさせます。

○田邊政府委員 御承知の通り開拓民の中には陸海軍の要請によって戦闘参加して戦没された方々もあります。これは一般邦人ではあるけれども、あたかも軍人、軍属と似た事情にございまして、特に戦傷病者戦没者遺家族援護法によりまして戦闘参加者として三万円の手慰金を差し上げておるわけがあります。ところが満州開拓民の中には、戦闘に参加してなくなった方ではない方があつたわけでありまして。これは戦闘参加者として取り扱うわけにいかないというケースが相当たくさんあるわけでありまして。御承知の通り開拓民が僻地から引き揚げのセンターにきて、そこで待っている間に病気でなくなった方がございまして。その死亡の状況は、他の一般引揚者で途中でなくなった方々と似ておるわけにございまして、こういった方々が長い間の問題でございまして、今度の法律でそういった方々に対する措置を講じよう、こういうこととございまして。

○受田委員 そうしますと、法律の論拠が、援護法と給付法律では違ふのだ、一方は閣議決定に基いて戦闘に参加した人々である。そういう二つの要素を持つてゐる人だということになるのです。一方は閣議決定に基いて出たのであるが戦闘に参加しなかつた、そこには違ひがあるのだという御説のようです。しかしこれは厳密に言つて、満州のあの混乱時の様相から見ると、戦闘に参加した形で行われた、なくなつたあるいは苦勞されたと見るべき筋合いのものじゃないか。きわめて明瞭に

八条の規定が遺族給付金の条文でございまして、これだけで参りますと、遺族援護法では手慰金をもらひ、さらにこの法律でも給付金をもらひ、こういうことになるわけにございまして。それを調整したのが第十二条の第二項であります。これがないと両方もらふということになるわけでありまして。

○受田委員 それではその議論は午後に見ていただきます問題として、最後に行政機関職員定員法の改正規定をこれに書いておるのでございまして、十人ほどふやしている。この十人ふやした根拠は何かお答え願ひたい。

○神田国務大臣 これは人のことでございまして、たくさんふやさないでございまして、これに越したことはないわけにございまして、この仕事を主としてやるところは都道府県と申しまして、うか、第一線は外の方でございまして、私の方はそれをまとめていくというところでございまして、大体十人あれば所要の成果をあげることができ、こういうふうに考えております。

○受田委員 この法律の通過がおくれまして法律の実施がおくれた場合には、この行政官職員定員の問題はどういうように取り扱うわけでありませうか。

○神田国務大臣 これは法律がおくれれば、それだけやはりこの方がおくれ、それだけやうにならうかと思ひます。しかしそうたくさんおくれようにならうとは思ひませんが、政府としては、できるだけ早くこの方がおくれ、それだけやうにならうかと思ひます。しかしそうたくさんおくれようにならうとは思ひませんが、政府としては、できるだけ早くこの方がおくれ、それだけやうにならうかと思ひます。

○受田委員 これは予算にも関係する問題なんで、年度初めから改正しておくかあるいは途中から定員をふやすかということに關係してくるので、非常に技術的な問題になってくるのです。が、いつからでもいいように定員法の改正をやる。その月から、たとえば五月から、六月からというふうに適当に調整してあるようにしてあるのですか。

○田邊政府委員 これは技術的な規定でありまして、厚生省の引揚援護局の定員は毎年減ることになっておりまして、これは三十二年度においては、五月十五日現在において二百七十名減るわけにございまして。その落し方を、早く申しますと、十名減らすということになるのでありまして、現実に人が減るのは五月十五日でございまして、従つて十名増員という形は五月十五日以降において初めて実際の効果があるわけにございまして。

○受田委員 五月十五日までは法案が通るという見通しでやられるわけですね。そうするともう一つ、附則に総理府設置法の改正などいろいろなものを取り上げておるのでありますが、これも大体この法律でうたうべき筋合いのものかどうか、私は性格が違ふと思うので

○受田委員 この審議会というものをこの法律でなくするということは越権行為だと思ふのです。大体この法律でうたうべき性格のものではない。そしてまたこれを廃止するといふ態度がはなはだ不謹慎であると思ふが、これはどうですか。この法案ができることによつて政府はこの審議会を御用なしだと承わつてよろしいのかどうか。

○神田国務大臣 これは考え方の問題でございまして、在外財産問題審議会には特定の御審議をお願いいたしまして、その特定の御審議の答申をちやうどいただいたしておりますから、私はこの審議会はすでに所要の目的は達成されたのではないだろうか、政府もまたその審議会の答申をそのまゝ文字通り尊重いたしまして措置をとつておる、こういうふうな考えでございまして、先ほどお答え申し上げたように考えて処置をとつたわけにございまして。

○受田委員 審議会の御用は全く終れりとして処置をとつたということでありまして、審議会のなすべき仕事の中においては、今後国際的ないろいろな問題などもまだ十分討議しなければならぬ問題が残つておる。ただ現状の段階においては答申が終つたのであつ

○廣瀬委員長 中山マサ君。
○中山(マ)委員 私がお尋ねしたいことは、第二項と第三項との問題でございしますが、第三項には、特に配偶者には与えないということ、配偶者という

ようにも考えるのでございます。この間も引揚委員会で質問した問題でございしますが、この暮れに帰って参りました引揚者の中に四人の第三国人がゐつた。法務省の方ではこの人たちに不法入国という名前をかぶせておつたのでございます。私ずいぶんこの問題でそのとき追及いたしましたが、大臣はその当時お越しになっておりませんので、私は厚生大臣として、引揚者をそ

いまいしうか。それは秘実は初耳でございますまして、はなはだおしかりを受けるかもしれないが、法務省の方でとられた措置は、あるいはこの法律上の問題をそのまま適用された結果じゃないかと思いますが、具体的な問題のようでございますから、よく法務省の方と連絡いたしまして、適当な機会にお答えいたしたいと、かように考えますので、御了承願いたいと思います。

際法の慣例にならうて、しゃくし定木的に、引揚者をそういうふうになげうべきではない。私は国際間の情勢の緩和、ことに向うの國とも何とか御交際ができるような立場になつていかなければならないということをご望みでおるのでございますから、この際一つでもそういう妙なものを作り出したくないというのが私の考え方でございますので、大臣はこの点でよく考えたとおつ

○廣瀨委員長 床次鶴二君。
○床次委員 大臣お急ぎではなはた恐縮でございますが、法律の適用の問題でございますので特に大臣に政治的な立場において考えていただきたいと思ひます。

先ほどの御答弁によりまして在外者の引き揚げの問題は今度の審議会の結論によつてこれが大体政府としては最終的のものと承わるのであります。問

つた。従つて財産等の処分は全額についておらないという状態の者であります。これが引き揚げる時期が八月十五日以前であるというために落ちておるといふ形になっておるので、実態におきましてはその他の者とほとんど差をつくべきものではない。もちろんそれは早く引き揚げてきたのだからゆくり引き揚げて、財産処分あるいはその他の立場においても困ったことはないはずではないかというお話でございますが、これは作戦命令その他によつて急速に引き揚げてきて、財産等は全部地元に残してきておるので、いわゆる在外財産保有者としての形に入っておる一つなのであります。どうもただいままでの審議會その他の答申を見ましても当然かかるものは対象にしてしまふべきものと思うのですが、今日の法律の建前が終戦のときを限度にしたためにそれが落ちておるといふことは

（福田閣員） 今の所、委員の承認はなされましたことは私もそのお氣持はよく通ずるのでございしますが、何しろこの法案を政府がきめましたときには戦後の措置ということが中心でございまして、こういうような御審議を願うような法案になったわけでございます。戦争中軍の命令によって引き揚げを余儀なくされたとかあるいは軍の命令によって所有の土地を徴用されてしまったとかあるいは退去を命ぜられたとか、それから財産の処分を命ぜられたということとはたくさんあるわけでございますが、シンガポールとか南洋の委任統治領のごときは今お述べになられたようにそれは日本政府の責任において引き揚げを完了したわけでございしますから、戦後の引き揚げとは非常に趣きが違ふことは床次委員も述べておられるわけでございますので私から申し上げるまでもございませんが、た

たを、まづ政府の意見にもないし、
せんので、これはあけすけに申し上げ
たのでございまして、御了承願いた
いと思います。

○床次委員　私再び質問したいと思わ
なかったのですけれども、戦前と戦後
において非常に差があるかのように言
われた。これは事実において非常に相
違がある。この点は当時の事実を見ま
すと非常に明らかでありまして、日本
の命令によりましてやりましても、何
ら処置することなくして、からだ一つ
で出てきた、むしろリュックサックを
持つてきておった方がよいというよう
な人があるくらいで、この点は比較に
ならない。ただ時期において差がある
という状態であります。政府のお言葉
によつて別個の考えをしていたくなく
らばけっこうであります、別個に考
えるか考えないか、非常に不明瞭であ
る。この際全部というものは解決す

ら、基本的な問題で、一、二点だけお伺いしておきたいと思ひます。長年問題になっておりました引揚者の処遇が一応線が引かれたわけであります。ところが、金額その他についてもいろいろと議論もありましようけれども、政府はそのお気持でこの法案をお出しになつたと思ふのであります。ただ問題は、まだ韓国だとか北鮮だとか中共とか、講和条約を結ばれておらぬところがたくさんございます。そこでそういうところの条約はどういう形になるかと想像いたします。今一般的には無賠償あるいは私有財産の放棄と日本人の財産の没収というふうな形でどうやらいくのではないかというふうな公算が非常に多いのであります。しかしこれはあくまで見通しでありまして、具体的にどうなるかということは今後わかりません。そこで講和条約その他がだ

(神田) 閣下の御答へは、誠に遺憾なく承知いたしました。これは非常に大事なことでございまして、どういうことに結末をつけるか、これは今後の交渉に待たなければならぬわけでございますが、しかも問題自体が私の主管外のことになって参っておりますのでお答えしかねる点もあるでございしますが、ただ一つ最後にお述べになりました在外財産の問題の処理というものは、在外財産の問題から発生した在外同胞の処遇ということについてはこれで一応私どもは終結を告げさせていただきます、こういうふうに考えておるわけであります。

○中井委員　今の大臣の御答弁、もう少し時間をいただきたいと思うのですが、大きな問題だろうと思うのであります。あなたは主管外と言われましても、条約を結ぶときには外務大臣とあるいは内閣総理大臣その他政府が一体となってお結びになるでありますよ

う。しかしその処理の問題の中で、たとえば百億ドルの賠償を要求する、しかし八十億ドルまでは在外資産でもって差引をしてあと二十億ドルだけを、金額はもつと減るでありましたけれども、そういうことになりました場合に、政府は一般の在外からの引揚者、この引揚者と政府との間における権利義務の關係はつきりとした際確立をして、そして政府はその引揚者に対して今度は明らかに法的に義務を持つようになると、かように思うのであります。そういう点について、今のような二万五千円か何かで、しとして四十一年も朝鮮や満州において何億という財産をつぶして帰った人たちに二万五千円ではいさよならというところは、これは常識的にも法制的にもとうていわれわれは考えられないのであります。今の大臣の御答弁は何か勘違いしておられるのじゃないかと思ひますので、これはもう少しと聞きとすので、これを御回答が賜りたいと思ひます。

○神田國務大臣 在外同胞、あるいは在外に資産を持つておいた邦人、あるいは在外同胞でなくとも内地におつて外地に資産を持つておいたというやうなことは、これは相当莫大なものがあつたことは今お述べの通り私もよく承知いたしております。そこで問題は、これは今のお尋ねに対してお答えになるかどうか、はなはだ私もちよつと自信がないのでございますが、これは扱つたときのいきさつをお答え申し上げますと、これは今お尋ねのお答えにならうかと思うのでございませう。在外財産の問題を扱うということになると、これは内閣においても厚生大臣の仕事ではないのでございませう。

て、外務大臣がやるか大蔵大臣がやるか、どなたか担当大臣がおでになるかと思ひます。石橋内閣の一月の閣議におきまして、在外引揚同胞から在外財産の補償をしろという要求は非常に強い、そこで政府としても在外財産問題の審議会を作つておつて、その審議会の答申が昨年の暮れになつて出た。この答申案によると、政府が在外同胞の財産の補償をすることに決めた責任があるかないかということについての責任は、結論が出なかつたことと御了承の通りと思ひます。そこで政府としては補償はしないという見地に立つて引揚同胞が全生活の基礎を失つたということと、一つ審議会の答申も尊重をして処遇をいたしたい。そこでそういうことになると厚生大臣の主管になるか、厚生大臣が担当大臣として主管をする、こういふたいさきつて実は御指名を受けたのでございまして、その見地に立つて今度のこうした法案の提案を見た、処置をいたした、こういうやうな關係でありまして、ただいまお尋ねになつた以上申し上げるという答弁を私がこれ以上申し上げるということは適當ではないのじゃないかというやうな氣もいたしますので、以上で御了承願ひたいと思ひます。

○中井委員 いさきつてよくわかりました。よくわかりましたが、そういうことになりましたと、たとえばサンフランシスコ条約その他におきまして在外財産は返す、私有財産は返すというふうなことで、他国においては、南アメリカの方その他においてはたくさん返してらつておるところもありまゐるから、おそろく私はそういうことになれば、あなたの答弁とは逆に、これは

あなたの主管でなくなるかもしれないが、外務省になるかもしれないが、そういうことになれば政府が返す義務がある。こういうことに法律的にはなつてくるかと思う。それはないといふことになれば、これは憲法二十九条との大へんな問題が起る。一片の法律をもつてしてはそれを否定するわけにいかない、かように考えるのであります。見解を聞かしてございまして、その問題の解決は必ずあとに残ると思ひますから、この法案の審議に際しまして念のためにお尋ねをいたしておる次第であります。

○神田國務大臣 よくわかりました。もちろん在外に資産を持つておる方々は、みづから在外財産を放棄すれば別でございまして、そういうことはなさぬでございまして、今お述べになりましてやうな事情で在外資産が返つてくるやうな場合に、それが所有権者によつてその財産の所有が認められると言ひまじょうか、配分を受けるということとは當然のことだと考へております。

○中井委員 さらに念を押しておきますが、その場合に、おそろく韓国、北鮮、中共などというものは、私有財産についてはそのまま返すというんじやなくて、賠償の対象にする。何万ドル、何千万ドル、こういうふうな対象にするといふことになれば、それで差引勘定することになれば、金額において政府と引揚者との間の権利義務の關係が起る。この点につきましては、サンフランシスコ条約などと多少変つた内容のものがあるいは出てくるんじゃないかと私はおそれますのでお尋ねをする

わけでありまして、政府が払うべかりしものをやういふ在外資産でもつて払う場合には、その金額だけは政府が当該在外財産の所有者に対して補償しなければならぬ、こういうことになつてこようと思ひますが、いかがでございませうか。

○神田國務大臣 何と言ひまじょうか、仮定のこととございまして、そういうことが予想され、そういうことが起きた場合に、今お述べになつたやうな措置がとられることはあり得る、こういうふうには私考へております。

○山下(春)委員 関連して。今の床次先生や中井先生の御質問とは性質が違ひますが、しかしやや関連しておる問題であります。この法律が施行されてから後に起る事態の中の一つに、今ソ連や中国内で釈放されて一般邦人になつておるケースがあります。その人たちは、この法律施行後に帰つてくる人たちがあつて得るのでございませう。その人たちにもこれを適用していただけるかどうか、あるいはこの法律が施行された後に死亡がはつきりした者も出てくるのであります。そういう者はこの法律でやつていただくことができるかどうか。できればソ連や中国にいる何らの処遇を受けていない一般邦人、多年苦しんできた者が扱つていただければ、私どもは非常に筋の通つた意味で処遇がつくと思ひますので、その点を伺つておきたいと思ひます。

○神田國務大臣 今のお尋ねは、その通りで考へております。もちろんなかつた場合は申慰金というやうなことになつて思ひます。

○愛田委員 私屋からと思つたのです

が、今話が出たのですが、今在外財産問題審議会を廃止されるということについて、厚生大臣がこういうことをやられるといふことは越権だと申し上げたのですが、それは中井さんからも問題が出た通り、まだ残された國際的な問題がある。韓国との關係とか、北鮮の引揚者、咸鏡北道にたくさんいる人々の引揚げなどの問題が残つておる。また没収日本人財産返還法という米國で審議中のやつがある。こういうやうなものは一括して國際的な法律的研究をする機關が要すると思ひます。それを今これで厚生省所管事項として片づけてしまつと、そういう問題をだれがやるか。引揚同胞対策審議施設置法は残つておる。これは一年ごとには廃止する廃止すると言つて五年も六年も七年も今日まで長引かしておるじゃないですか。引揚同胞対策審議施設置法は期限つきであつたもので、今日までほんのわずかな問題を討議するやうな格好に見えておられるか知りませんが、これは大事な機關である。それと同様に、この審議会をこの法律で廃止するといふことは、そういう問題の研究機關がなくなつてしまふのであります。それを私は今お尋ねしておつたのですが、これを一つお答え願ひたい。

○神田國務大臣 先ほど来お答え申し上げた通りでございまして、大体今中井委員からもお尋ねがございまして、が、この審議会があつたやうな場合、と、一切の行政というものは政府が當然責任を負つてやるべきでございませうから、ここで廃止をいたしまして、これは何らかの形で生まれてくるわけでは

ざいまして、ただいまといたしましては、先ほど述べたような、この審議会に託された一つの重大な任務が成果を上げた、そこで一応ここで終末をつけようというか、礼をあつくして廃止をいたしたい、こういう考えなんです。いまして、お氣持の点はよく了承できるのでございますが、政府の方でも今申し上げたような事情であることも一つ御了承願いたいと思ひます。

○受田委員 大臣は、厚生省所管外のこととわたる問題もあるというので非常に遠慮された向きがあるのですが、總理府設置法の関係もありますので、嵐からは大臣とあわせて石田官房長官にも御足労をいただいて、お二人に結論を出していただきたいと思ひますので、一つお願い申し上げたいと思ひます。

○山下(参)委員 先ほど局長からせっかく御答弁願ったのですが、席を譲らなければならぬので、しり切れトンボになつたのであります。先ほど局長は、山西問題で、現地復員をした者は、抑留をやむなくされた事情が判明すれば別途に考える、こう言われましたね。ところが、六カ月外地におつた者となると、現地復員でもいいじゃありませんか。あの終戦のときに、現地復員の形になつてしまつた。しかし帰つたのがついでの間のことであるというならば、それでもいいはずであります。その前にこの山西組はこの中にお入れになつたかならなかつたか、大へん不勉強な質問をいたしますが、お答え願ひたいと思ひます。

○田邊政府委員 お答えいたします。山西組を特に入れるというふうには法律技術上書けませんので、その点は

はつきり出てないわけでございますが、山西組は昭和二十七年四月二十九日以降引き揚げたものでございます。しかし、中には、外地に生活の本拠を持つておつた方もあるわけでございす。まあ、あるかないかわかりませんが、あつたとすれば、それは第二條の一号の方に入るのじゃないかと思ひます。向うで商売をやつておつて応召したという方もあろうと思ひます。これは山西組であるかどうかということではないので、生活の本拠を失つたというところから内地から応召されて、向うに行つて、現地復員をされて帰つてきた人という従来からの問題は、現地復員を取り消すかどうかという一つの問題があるわけでございす。これは先ほど来申し上げている通り、人事の問題でございすので、間違つておつたといふことじゃないと、こういう問題は輕率にはできないわけであります。氣の毒だから取り消すのだ、認めるのだということになりますれば、人事によつて援護法の対象が今後どうにもなるという懸念を残すことになると思ひます。もしこれに適當な措置を講ずるといふことであるならば、立法以外にはないのじゃないか、あるいは立法に準ずる措置をとる以外にはないのじゃないかと思ひます。單なる私どもの独断と申しますか、措置によつて人事上の扱いをされるというところは慎しまなければならぬと思ひます。

それと離れまして、引揚者給付金の対象としてそれを考えるかどうかの問題につきましても、現地復員の原因となつたその残留事情と、それからここに書いてあります一残留することを余

儀なくされた者」ということの解釈を同一視するかどうか、こういう問題になつてくるわけであります。現地復員の基礎となつた事情と、ここに書いてある「余儀なくされた者」ということは全く同じに解釈する必要はないのであつてこの法にはゆとりがあると思ひます。これはいろいろ私には考へております。これはいろいろ他との關係その他もございす。ういつた氣持だけを申し上げ、入れる余地はあるということだけを申し上げまして、実情に即して十分考慮を加えたい、こう申し上げておるわけであります。

○山下(参)委員 局長はわかつてい

ようでありますから、これ以上追及いたしません。結局法改正以外にないというところでございすから、法を改めた方がいふところの理由でございす。要するに現地復員の起つた原因といふことですが、こういうことは局長もお認めになるだらうと思ひます。あのときの参考人等も引揚委員会であつたこととありまして、まあそれは周知徹底されていなかったといふことでございす。現地復員とは、きのうまで敵國の非常な山の奥地に残つておつた者が武装解除されるというものでありま

す。もし現地復員の命令があつたと思ひます。それはおそろく混乱期において非常な心細さというか、おおよそ周知徹底を欠いた点と精神上の受ける打撃とで不徹底な結果に終つたであらうと思ひます。そういう混乱期にあつたのでございすから、これは現地復員という措置がとられたのだと断定することも少し行き過ぎた氣の毒な点もあると思ひますので、その辺の法律にそ

う明文化されてゐるものだから、法は曲げられぬといふことの氣持もよくわかりまが、現地の起つたであらう実情もおわかりかと思ひますので、まあ諸般の情勢を勘案して、あれはラールにありましてから、余儀なくの方です。これは全く余儀なくのケースに入ると思ひますから、その辺を法改正をしなくても、実情に即した運用をするのだと言つていただければ、法改正をいたしません。それらも二十七年以後ではあるし、当然入るものだと私も了承していききたいと思ひますが、その辺はどうでございしようか。

○田邊政府委員 どうも話が二つのものを一緒にしておられるのじゃないかと思ひます。私は、現地復員を取り消すという措置については、單なる私どもの方の便宜論だけではいかぬ点があるのだといふことを申し上げておるものであります。それはそれとして、おいて、かりにやむなく現地復員をしたことを是認するとしても、ここにいう「外地に残留することを余儀なくされた者」の中に入るかどうかといふことについては、十分考慮して参りたい、こう申し上げておるのであります。

○山下(参)委員 その通り、その二つを一緒にして言つておるのですが、現地復員を取り消すかどうかといふことと、取り消すことがうまくないとおつたならば、取り消さぬでもいいじゃないか。といふことは、とにかく一般邦人として二十七年以後に帰つてきたのですから、それでもそのケースに入らなかつたといふことで、二様の方法で私は申し上げておるので、現地復員を取り消せば余儀なくの方があつたと生きているのです。取り消さぬ場合は一般

邦人の中に入つてゐるのですから、一般邦人は二十七年後に帰つてきたので、当然このケースに入れていただいてもいいのだ、こういうふうな解釈するのですが、それは前でもございす。○田邊政府委員 解釈としてはそれでけっこうだと思ひます。ただ私申し上げたのは「外地に残留することを余儀なくされた者」という条文がありま

すので、山西組の一人々々について當つた場合に、果して余儀なくされた者であるかどうか若干疑問が出てくる。しかし、その疑問の点は、現地復員をした基礎になつた事情と全く同じよう

に解釈する必要はない、こう申し上げたわけであります。

○山下(参)委員 考え方は大体同じようございすから、ぜひこれは一つ御研究の上適用されるように御配慮願ひたいと思ひます。これで終ります。

○廣瀬委員長 それでは午後二時に再開することとし、暫時休憩いたし

ます。

午後零時二十九分休憩

午後二時二十四分開議

〔藤本社会労働委員長長席に着く〕

○藤本委員長 休憩前に引き続き會議を再開いたします。

休憩前の質疑を続行いたします。床

次委員。

○床次委員 先ほど大臣にお伺ひしたのでありますが、その点に關しまして少し次官に承つておきたいと思ひま

す。今回の法案は在外財産問題審議会の客申を基礎として出されたと思ひ

ておりますが、さやうでございませ

んでしょうか。

○中垣政府委員 今度の引揚者に対する給付に関する法律は審議会の答申に基いてなされたものでございます。

○床次委員 全くその通りであると思ふのでございます。それでこの審議会の審査の対象となりましたものは、在外財産を持って引揚された者で、しかも戦争によりまして引き揚げを余儀なくされた者が対象だと思ふのです。従つて本法の対象におきましてはそれと同様に、在外財産を持って引揚された者として内地に引き揚げざるを得なくなった者を対象にしたのだらうと思ひますが、その点は相違はなからうと思ひますがいかがですか。

○中垣政府委員 外地に財産を持って引揚されたところのそういう内容の問題につきましては、非常に広い意味の財産を持つて引揚されたというふうに御解釈を願ひたいと思ひます。といひますのは、かりに会社であるとか、そういうところに勤めて引揚された者は、特別に自分の財産はなかったかもしれませんが、生活の根拠そのものが外地で行われて引揚されたのでありますから、それもやはり一つの財産の形というふうに考へてやうなものであります。

○床次委員 ただいまのお言葉によりまして、非常に実情に沿う考へ方をお持ちのこをきつてくださると思ふのであります。しかしながら一番問題になりますのは、多額の財産を持って引揚された者でもそれが全生活の基盤をなして引揚された者、これはきつめて明瞭なものであつて、この中で一番処置を慎重に考へるべきものかと思ふのであります。従つて審議会の答申等におきまして、この在外財産が果して補償を受くべきものなりやいなやという

ことに對しましては慎重な議論をしておられるのであります。ただ審議会におきましては必ずしも補償すべきかといふところまでは明瞭な結論に達せず、しこしこしてその実際上の処理が必要だといふ意味におきまして、結論的にいろいろの給付金その他の事業を示唆しておられるのが答申案の趣旨である、かように考へるのであります。従つて私も在外財産を持って引揚された者、しかもこの全生活の基盤を外地に置いてきたという者に対しては、やはり本法案の対象とすべきが当然である、かように考へるのであります。従つて、この趣旨につきましては御異存はなからうと思ひますが、いかがでありますか。

○中垣政府委員 お答えいたします。ただいまの前段において御指摘になりました問題につきましては、やはり審議会の勧告そのものは、なるほど給付に際しましては補償すべきであるといふ結論にはもちろん達してはなかつたのであります。何らかの形でこれらの人に給付すべきであるといふ結論は出たのであります。それに基いておられます。そこでほかにそれと同じようなものがあつて、そういうものは全部本法の対象にすべきではないかといふ御意見に對しましては、これは必ずしもそうであるといつて答へにくい点があるものであります。たとえば引き揚げ当時に秩序が比較的保たれておつたという場合には、たとえば政府の考へ方で一定の地区から引き揚げを命令等させた、しかもそれがまだ日本の官憲の秩序の保護の中で行われておつた、そういう場合に、本法を適用すべきかどうかということにつき

ましては、今度の法律はそれを適用しておりません。しかしその内容におきましては、御指摘の通りにこれをどうするかといふことは、本法によらずに別個にこれは考へてみていいのではないかと、実はさうに考へております。が、本法におきましてはそれらのものは全部除外しておるつもりでございます。

○床次委員 別個に考へてもいいじゃないかという最後の言葉じりをとらえるわけではございませんが、さうなことにありますと、実はせっかく本法案を出された趣旨が相当没却せられるのではないかと。私も今度の機会におきまして、大体戦前の在外財産という問題をこの法案の実施によりまして一応解決をしていきたいといふところが趣旨であるやうな気がするものであります。が、しかし別個に考へていただくならば、これまたけつこつであります。が、本法と趣旨を同じうした方法によつてもしそれを考へになるならばぜひお考えをいただきたいと思ふのであります。ただ問題はそこにも御答弁によつて問題が残るのであります。私も引揚者が全財産を失つてきたといふこと、ここに大きな問題を見出すのであります。お言葉のように日本の官憲の力によりまして相当秩序正し引き揚げによりましてある程度財産を持って帰つた者に対してはよいのは、本法の適用を考へなくてもよいのではないかと、この点は確かにさうだと思ふ。答申案によりまして、全財産の基盤を失つたか失ななかつたかといふことに對しましては、これは相当重点を置きたいのであります。私が今問題としたのは、今度の戦争に關連いたし

まして引き揚げて参りました者の中にいろいろな種類があるのであります。終戦を待ちまして引き揚げた者、引揚者も参りました、八月十五日以前において引き揚げて参りました者も参りました。その引き揚げて参りました動機等を見て参りますと、日本の政府の命令によつて引き揚げざるを得ない、また外地の事情によつて引き揚げざるを得ない者が参りまして、なるほど南洋その他内地の勢力のありましては、当時の日本の領土に引き揚げられてゐる程度まで秩序正しく引き揚げられてゐる。しかしこれらの人たちは引き揚げそのものは秩序が正しく引揚げてゐる、財産そのものは置いてきたといふのが大部分じゃないか。これは実情をござらんになればわかりかねると思ひます。いんや日本の領土でないところ、マレー、シンガポールあるいはジャワといふやうな区域におきましては、これは全く日本の勢力が及ばないものであります。ただ領事館その他日本の外交官の連絡によりまして、軍の作戦といふことを考へましたために引き揚げざるを得なくなつたのであります。全くその事情は外国のしきも連戦の立場にあるところの管理下にあつたわけでございます。従つて財産その他の処分は全然しておらないのであります。ただ時期が日本政府の示唆命令によりまして非常に早く引き揚げたといふ状態なんでありまして、この点におきまして考へてみると、やはりこれらの人たちは、引き揚げの時期が八月十五日ではないけれども、内容におきましては本法において目的とするものとはほとんど変りがないものと私は考へておるのであ

ります。むしろこういう人たちに對しまして本法と同じように適用を受けさせるといふことの方が純理にあつたのではないかと、かように私は考へておるのであります。ただ具体的な事例に對しまして政府としてはあるいは御調査が十分でなかつたかとも思ふのであります。が、事情にかよつては、少くとも日本政府の命令指示によりまして、しかもその当時の事情からいまして全財産の基盤を失つてきてゐる。今日場合に引揚されたならば、これまたい

わゆるそれぞれの國における敵産管理の形におきまして、平和条約締結の際におきましてはこれらの私有財産があるいは賠償の見返りになることもあり得るかと思ひます。これは先ほど質疑のあつたところでありまして、さうな状態にはあります。が、とにかく本法の目標といたしましては、このものと差がないといふ事情はおわかりいただいたと思ふのであります。この点に對する御見解を承りたいと思ひます。

○中垣政府委員 お答えいたします。ただいまの問題につきましては、本法は、日本が敗戦をいたしましたので、その結果日本の國權が及ばなくなつた、そのういふ地帯から引き揚げた者に対して給付といふものを一応限定をいたしました関係上本法の趣旨を貫いて参つたのであります。御指摘のやうに内南洋であるとか、マレーであるとかその他の地区から実情は同じやうな状態で引き揚げた者がおられる、それらも補償すべきではないかといふお考えに對しましては、この法律とは別な立場においてやはり私も同様

に考へております。そこでただいまの

ところこれらの引き揚げの状態につきましては非常に条件がまちまちであつたらうと考えられるのでありまして、それを一言にこうするにあつたというやうな問題にお答えいたします。資料は実は現在のところ持つておりません。ただしほんとうに本法の適用を受ける人と同じやうな人がまだあるという問題につきましては、やはり今後の問題といたしまして十分考えてみたい、かように考えております。

○床次委員 ただいま述べられましたところによりまして、政府の提案せられた法律案の中には、いわゆる在外財産を持つておる引揚者に対しまして適用しておらない部分がある、残された部分があることが明らかになったのであります。しかば在外財産問題審議会そのものにおきましてかような區別をしておたかどうかという点なのですが、在外財産問題審議会の答申等におきましては何らその点においては區別はなかったのだと思つておる。ただこれが政府の法案化する際におきまして事務的な一つのワケをつける場合、終戦時というものが、大部分がそれでありまして、大部分の該当するワケというもののために一つのワケができてしまつて、そうしてまあ一つの異例であります。終戦前の引揚者が漏れてしまつたのじゃないか、かように私も考えるのであります。在外財産問題審議会におきましては必ずしもこれを除外するつもりではなかつたのじゃないかと思つておる。この点の御意見いかがでありますか。

○中垣政府委員 御指摘の通りに審議会の答申というものは特別にそういう區別をするやうな答申はしておりません。ただ引揚者に対する給付という問題をいろいろ検討いたしました結果、終戦に伴う引揚者に対する措置といふことを考へて参りますときに、やはりそこに一定の線を引いて、こういうやうなやり方がいいたうというところでこの法律を出したわけなのです。そこで御指摘の、この區別をしていなくともかかわらず別にやつたということでは先ほども申し上げましたように、引揚時の状態によりまして繰り返すやうであります。非常に秩序正しくあるいは一定の荷物等持つて帰れるやうな場合もあつたやうであります。あるいはまた先ほど御指摘なさいましたように、そうでなくてほんとうにそのまゝ帰つてきたという場合も、この適用されてゐる以外にあるのじゃないかと考えます。そういうものにつきましては、やはり今後の問題といたしましては厚生省としても考えていかなければならない、かように実は考えております。

○床次委員 これは事情をお調べいただきますれば明瞭になると思つてございまして、大体本法と同じやうな状態にありますが、本法の中において見ていただく限り、あるいは今後において処理せられるのが当然必要だと思つておる。私の私見を申し上げましては恐縮であります。むしろこの際本法と一緒に解決せられる方がよいと思つておるのであります。これは希望として申し上げておきます。なおたまたまの御答弁の中に、引き揚げたし

ましたときの条件いかにによりましていふ事情に差があるということでありまして、この点は答申案の中にも多少そういうことに触れておるのであります。すなわちすでに生活の基盤の再建をなしたと認められる者もあるのだから、これらの者を除外する等の配慮を加へることが国民感情にも適合するといふやうに書いてあるものであります。従つて引き揚げた事情いかにによりましてその必要はないといふものも確かにあり得る、かように考えるのであります。しかしながらこの点は事情がよくわかつていないとおつしやるのであります。あえて追及はいたしません。これは一つ政府において十分お調べをいただきまして、私が申し上げますやうに本法との間に大した差がないあるいはどの程度の差があるかといふことを御認識をいただきまして、必要な処置をとっていただきたいと思います。私自身から意見を申し上げまして恐縮であります。つまり引き揚げた時期が終戦より前でありまして、ある程度までの生活の基盤は内地におきましてその後でできたかもしね、ただ帰りました当時戦争当時に入つてしまつたためになかなか再建の基盤を得なかつた人もあるわけでありまして、この点に關しましては一つできるだけ資料についてお調べをいただきまして、せつかく解決せられるならば本法をもちまして一応在外者の引き揚げ、しかも財産を残しております者の引き揚げに對しましては処置をいたしまして、そうして一応再建のめどを得られるやうな措置を講ぜられることが必要だと考えております。

○藤本委員 戸叶委員。おいてたていま申し上げましたやうな事柄に該当する者は数はそう多くないのであります。大体小一萬、資料の非常に調べやすいのは、内南洋のいわゆる日本官廳のものにあつたところは資料は確かに明らかに相当残つておるはずであります。それ以外の日本領土外にありますが、それ以外については、外交文書等によりまして経過はおわかりだと思つておる。なおその当時の取扱いは大体わかつておるのであります。一応一つお調べをいただきまして、せつかく本法を提案せられました以上は、本法案がほんとうの趣旨目的を達するやうに一つ今からでも御調査を追加されることを要望して私の質疑を終ります。

○藤本委員 戸叶委員。

○戸叶委員 戸叶委員。私伺いたいと思つたことは、午前中大臣質問となつて大臣に聞かれたやうでございまして、二、三点だけ伺いたいと思つておる。おそらくこれもあるいははどうかから質問に出ていたかもしねないと思つておる。お許し願ひたいと思つておる。大体も日本の国で、社会保障制度がもつと確立しておつたならば、かういふやうな法案が出なくてもよかつたんじゃないかと思つておる。今日のような社会保障が満足でないためにこれが出てきたらうと私は考へるわけですが、それでも、そこで十四条の三項に、「第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。」といふ書いてあります。いわゆる國債を流してやみ金融を促進させるやうなことを

をしてはいけないといふやうな意味だらうと思つておる。ところが實際問題として生活に困つておられるやうな方がこれをもちつた場合にはどうしてもすぐにお金にかへたいといふやうなことから、やみ金融といふやうなものを利用するといふ傾向が非常に多くなるといふことは、それからまたそれをとめるといふことはできないんじゃないか、こゝろを思ひますけれども、これに對してのお考えはどうですかといふことを伺いたいと思つておる。

○中垣政府委員 戸叶さんにお答えいたします。ただいまお尋ねの公債を一般の担保にしたり、またこれを自由に担保設定等をさせないのは不当じゃないかといふお尋ねに對しましては、一般にこれを市販にいたしますと、不当な安い価格になつてしまつて、全体の所有者の財産価値を低めるやうな結果になるおそれがあると思つておる。そこでこれを全然担保にして引き出すことができないかといふことと、そうでないものであります。國民金融公庫等ではこれを担保にいたしまして金を借り入れることができる措置をとつておるのであります。

○戸叶委員 戸叶委員。さういふことも考へられると思つておるけれども、それが徹底しなかつたやうな場合に、二萬五千円の額面をまあ二萬あるいはまたもっと安くしても売つてしまふといふやうな場合が實際問題として出てきやしないかといふことを懸念するわけですが、いかもさういふことをしななければならぬ人たちが非常に多いんじゃないか、

こう私は考えるのですが、この点はいかがでございましょうか。

○田邊政府委員 実際の問題として御懸念のような場合が生ずるおそれは多分にあるかと思ひます。遺族国債の場合におきましても、そういう点は当初非常に心配されたところでございす。遺族国債の場合におきましては、当初国民金融公庫で国債を担保にして金を貸し付けるといふ方法をとりましたが、その後さらに政府においてこれを買い上げるという措置を講じたのであります。計画的に買い上げると申しますか、生活保護法の適用ある方、また生活保護の適用を受けないがボーダーライン階層にある者に対しては政府から各県に割り当てて買い上げを実施してゐるわけでありす。本法におきましても国債の譲渡担保でございすので、当然政府または公共団体が買い受ける場合も予想はいたしてあります。法律上そういう道が開けるように予想いたしてあります。これは政令でなっております。従つて遺族国債と同じような融通が可能である道を開くつもりではありますけれども、果して買い受けるかどうかということは、国債整理基金特別会計全体のワケで可能かどうかという問題がございすので、今後大蔵省当局にも実情に応じて十分御考慮いただくようにお願い申し上げたいと思ひます。

○戸叶委員 私がそういうことを申し上げます理由は、非常に裕福とまではいわなくても、五十万くらい収入のある方が、一年に二千円なり、二千五百円なりをもらつても大して影響がないけれども、もっとも困つた方々で、もっともとなくさんお金の取れ

るようにならなければならぬという場合が非常に多いのじゃないか、こういうふうな考えますので、この法案の全体から見ましても、そういうような考慮が払われておらない点を非常に心配するわけでございまして、今田辺局長が言われた点から考えてみまして、ぜひ遺族国債のような取り計らい、たとえばボーダーライン以下の人とか、ボーダーラインにある人たちに對して、そういう考慮を近い機会に計らい願ひたい、こう思ふわけでございす。いかにございまして、

○中垣政府委員 お答えいたします。計画的な買い上げ等につきましては、その公債の整理基金等の財政的なワケの問題を考慮して、それで御指摘通りに措置して参りたいと思ひております。

○戸叶委員 もう一つは、きつとこれも午前中に問題になつたことだろうと思ふのですけれども、今後日本とまだ国交回復がされておらない国とか、あるいはいろいろ国交上懸案になつていゝる国との間で在外財産がある場合に、その政府との交渉においての結果、在外財産が取れるようになるのか、取れないようになるのか、いろいろ懸案中の問題があると思ひますが、どういふふうになつてもこの法案で解決ができるというふうにお考えになつていらっしゃるのか。それとも今後の決定いかんによつての何か腹案を持つておられるかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○中垣政府委員 お答えいたします。ただいまのお尋ねは非常にむずかしい問題だと思ふのでありますが、実際の問題として、国交が回復して参りまして両国の政府が話をしました結果、あるいはその個人の財産というものが返還される場合があるかもしれないと思ひます。そういう問題が将来あるとしましたならば、そのときにやはりあらためて考えていかなければならぬ問題だと考えております。ただいまのところそういうことがあり得るかどうかという問題につきましては、どうもはっきりとしたお答えがいたしにくいのであります。もしそういうふうなことになるならば、そのときになお考えて処置していかなければならぬ、かように思ひます。

○戸叶委員 その問題が起きたときに考えるというふうな御答弁でございまして、たゞし、その問題に對しては、当然起るような問題に對しては、何ら腹案も持たずに臨まれるという事は、少し私は危険ではないかと思ひますが、この点の見通しといひますか、話し合ひといひますか、そういうことについては何も考えておられないかどうか、もう一度伺ひたいと思ひます。

○中垣政府委員 本法の趣旨につきましては、先ほど来御説明申し上げた通りであります。これを考えました當時におきまして、つまり国債の及ばなかつた地方から引き揚げた方々が生活の基礎を失つて、そうして帰つてきたのであるから、それに対する更生の資金を給付していくというふうな考えに基づいてこれはやつたものでありまして、特定の国と交渉した結果、個々の財産が返されるというふうな場合に

きましては、実は何らの考慮はいたしておりません。ただしそういうことがあり得る場合もあると考えますので、そういうような国交が正常化した場合におきましてそういう問題が出てくれば、それはそのときに十分考慮しなければならぬ問題だと考えております。

○戸叶委員 これは厚生省だけでは解決のできない、あるいは外交上の関係もあり得ることで、外務省との話し合ひといふことも必要になつてくると思ふのですけれども、この法案の趣旨から言ひましても、そういうふうな点に全然触れていない。それで触れていないといふことで片づけられてしまつて、あとになつてももしも大きな問題でも起るようになったら、あるいはまた他に波及するようになつたら、あるいは私は困ると思ふのですから、今迄を押しておきたい、こういうわけなのでございすけれども、厚生省だけでおきめになることができないというならば、今あえてどういふふうな考え方を持つていられるかといふことを追及したいと思ひますけれども、この際よく考へておいていただきたいと思ひます。こゝとは、その場になつて考えるということでは、私は必ずしもかの方に及ばす影響が多くなるのじゃないか、こういうふうにお考えから、この辺は今のうちによく御考慮願つておきたい。こういうことを要望したいと思ひます。

○中垣政府委員 戸叶さんにお答えいたします。たとえば在外財産と申しましても、政府の財産であるとか、法人とか、その他の社団法人等の財産あるいは個人の財産といふいろいろあると思ふのであります。国交の正常化に伴ひまして、両国の政府間におきましてそ

だいま外交上非常にいろいろ交渉して
おるようでありますが、その際にた
だしそれがゼロになった場合には、日本
政府として何とか考えるべきではない
かということにつきましては、た
だいまのところはそれを何とかしてや
らうという考え方は持っておりません。
本法は国権が及ばなくなった時代にお
きまして引き揚げてこられた方という
ことに一つの線を引いておりまして、
これを給付することによって少しでも
手厚くしてやろう、こういうことであ
りますから、ただいまの段階において
はその程度よりお答えがちょっとでき
ません。

○戸叶委員 誤解のないように申し上げ
ておきたいのですが、私は何とかしてや
れとかやるなと言うのではなくて、た
だそういうような問題が起きたとき
に、何らかの腹案を持っておらない
と、政府としては何かの方の国との関係
でまた問題があらはれないかという
で、念のために伺ったわけでございます
として、私は別に何とかしろとかするな
とか言ったわけではないのですから、
その点御了承願いたいと思います。

次にもう一つ伺いたいのは、二十三
条に「この法律により厚生大臣に属す
る権限は、政令で定めるところによ
り、都道府県知事その他政令で定める
者にその一部を委任することができ
る」とありますが、政令で定める者
というのはいくつか、今何かお考えが
あるのか、これを伺いたいと思
います。

○中垣政府委員 お答えいたします。
たとえば沖繩等におきまして日本政府
南方連絡事務所に給付金を受ける権利
を認定する権限を委任するような

場合が、そういう場合になると思
います。

○戸叶委員 今考えていらっしゃるの
はそれだけでございますか。

○中垣政府委員 ただいまのところそ
うでございます。

○戸叶委員 衆議院の戦犯の関係のこと
はきょう午前中に出了ようですし、そ
れから現地復興の問題も出ようであ
りますから、私の質疑はこれで打ち
切りたいと思います。

○廣瀬委員長 受田君。

○受田委員 まずこの取扱に關する
根本的な問題として、昭和二十九年七
月一日法律二百一十号で出た総理府設置
法の中に、在外財産問題審議会という
ものが入れられたわけなんです。と
ころがこの審議会なるものは最初どう
いう趣旨でできたかということにつ
いて提案理由の説明があるわけなん
です。この説明の中に、在外財産問題の
処理はきわめて重要であつて、閣議決
定によつて在外財産問題調査会
というのを一応作つていろいろや
つたが、しかし最終決定にはまだ相当の重
大な問題があるので、さらにこれを総
理府の中に入れて慎重に検討する必要
があるという意味でこれが設けてある
という規定があるわけです。調査会か
ら審議会と発展してきておる。ただ答
申が出たら片づくという意味の設置理
由というわけではないのです。ところが
が二十九年度の七月一日に法律二百一
十号で設置された在外財産問題審議会
のものが、実際に総理大臣から諮問の
あつたのはいつかという、二十九年
の七月一日と三十一年六月四日の二回
にわたつて諮問があつた。それで二回
目の諮問について今度答申したわけな

んですが、この答申が出たらこの審議
会の役割目は終わったものだ、あとは在
外財産問題を審議する必要はないとお
認めになるかどうか、お答えを願
います。

○中垣政府委員 厚生省といひまし
ては、終戦後におきまして生活の基盤
を失つた人々や国権の及ばなくなつ
た地方から帰つてきた、そういう人
を対象として本法を出してありますの
で、厚生省といひましてはこの審議
会はもうやめてもいい、かように実
は考えております。

○受田委員 厚生省はやめてもいいと
いう御所見であります。きょう三時
からの官房長官及び厚生大臣の御出席
はいかがでございましょうか。

○廣瀬委員長 官房長官は急に病氣を
されまして、副官房長官も工合が悪い
そうです。内閣の方から審議室長が見
えておりますから、審議室長に質問し
て下さい。それから厚生大臣は間もな
く見えるだろうと思ひます。

○賀屋政府委員 お答え申し上げます。
ただいまお話のように、在外財産
問題審議会は、昭和二十九年に総理府
の付屬機關として設けられたもので
ございまして、最初の諮問は在外財産問
題の処理方針いかにんことござ
いまして、この諮問に対する答申を、
当時の九人の委員の方々のいろいろ御
審議をいただいたのであります。しか
しながら、この問題を法的あるいは
条約上の見地からどういふように処理
するかという点になりますと、なかな
か議論が幅廣いたしまして、容易に一
致した結論を得ることができない。し
かしながら、一方において現実在在
財産を置いてこられた引揚者の方々が、

非常に生活にお困りになっておるとい
う現実の事実がございまして、いつま
でも法律論あるいは条約の解釈論等に
時日を費しておりました片がつか
ないといふことから、審議会の構成等
も変えまして、御指摘のように昨年の六
月新しく在外財産問題を処理するた
めに、引揚者に対する措置をどうした
らいいかという観点に切りかえまして、
御審議をわずらすということにいた
したわけでございます。その結果、受
田委員もこの審議会の委員にお加
わりのいただきまして、御承知の通り十六回
にわたつてきわめて熱心に御審議を
いただいたわけでありまして、その結果
が昨年の十二月十日の答申に相なつ
たわけでございます。この答申の中にも
明らかにしてありますように、いろ
んな措置を並べまして、これらの措
置をとることによつて、多年にわたる懸
案の解決をはかることが適當である
といふふうに述べられておるのでござ
いまして、在外財産の処理の問題につ
いて、法的な問題はあつた後は残
るかもしれないが、ともかく最も焦眉
を要する、引揚者に対する在外財産を
置いてきたことから生ずるいろいろな
措置を、この答申の線に沿つて、今回
御審議願つておりますような法律案に
よつて解決するといひました。す
ば、この審議会が設けられました一番
大きな使命といひますか、目的は一
つ、終了したと考えられますので、この審
議会はこの際廃止するのが適當であ
る、こう考えた次第でございます。

○受田委員 これは期限付の機関とし
て設置したものではないと思ひます
のでございますが、いかがでござい
ましょう。

○賀屋政府委員 その通りでございます。
○受田委員 そうすると、今賀屋さん
が申されたように、答申に対して一
応のビロードが打たれるようになり
たい。従つて所期の目的は達したの
で、これを廃止したいという御意向と
了解してよろしゅうございましょうか。

○賀屋政府委員 先ほども申し上げま
したように、法律上あるいは条約上の
問題等は未解決に残つておりますが、
今日なし得る在外財産問題に關する措
置といひましては、今度の答申に
よつて解決されたものといふ考え方に
基きまして、この審議会の目的は十分
達したといふ考え方でございまして、

○受田委員 政府委員にお尋ねしま
す、引揚同胞対策審議会というのが終
戦後から、昭和二十三年だつたと思
ひますが、期限付でできておつたわけ
であります。それを漸次一年ずつ延長
してきたわけなんです。当時の行き
がかりと申しますか、この引揚同胞対
策審議会の中に在外財産の問題も検
討するやうなことが内容に私はあつた
と思うのです。ところがそれが不十分
だといふので、またこういう審議会も
できたわけなんです。従つて引揚同胞
対策審議会といふものは、看板だけ
で大した仕事はしなかつたといふ批判
を受けてきたといふ理由と比べてみ
ると、この問題はまた条約上の問題、
国際間の諸問題、また未解決地域に
關する問題等々、幾多懸案が当然調
査研究されなければならぬ性質を持
つておると思うのですが、それと比
較して、この在外財産問題審議会
の重要性が薄いといふ形に今回法案
の改正がなされたの

でございすが、それとの比較論に
立った御所見を伺いたいと思ひます。

○田邊政府委員 引揚同胞対策審議
会は、同じく法律によって設置せられ、総
理府に置いてある審議会でございますが、
その審議事項の中に、当初在外財
産に関する事項というものがあつたこ
とは御承知の通りであります。その後
引揚者団体等におきましては、この問
題は別個の角度から審議することが
適当であるということで、主として財
産問題調査会、後にそれが発展して審
議会になったのでございすが、在外
財産問題審議会を廃止して、引揚同胞
対策審議会を置いておくことはおかし
いではないかという御議論でございま
すが、それはおかしくないと思ひま
す。と申しますのは、引揚問題は御承
知の通り、未帰還問題という広い意味
におきまして、今日まだいろいろ問題
が残っております。在外財産問題の方
は、これは広い意味においての在外財
産と申しますか、生活の基盤を失つた
という問題に関連しての引揚者の処遇
につきましては、政府としては今回の
処置が原則的に最終であると考えてお
りますので、先ほど政務次官からお答
えのありました通り、厚生省として
この審議会が廃止になつてもいいの
ではないか、こう考へております。純粋
の在外財産問題につきまして、条約上
その他まだいろいろ問題が残つてお
る。そういったことが、事態が残り
ておるのであります。事態がどう発展
いたしますか、これは政府におきまして
その必要はないという議論があるの
ではないかと思ひます。

なお在外財産問題審議会におきま

でも、多年にわたる懸案の問題の解決
をはかるというところが適当であるとい
うことをいつておりますが、この措置を
講ずるならば、多年の懸案は解決する
という考へ方を在外財産問題審議会も
持ちではないか。受田先生もそういう
お考へに立つて審議会にお加わり
なつたと思ひます。従つて政府の意見
は別として、審議会としては今回の措
置を講ずることによつて多年の懸案を
解決する措置を講ずることになつたの
ではないかと私は思つております。

○受田委員 懸案を解決すべきである
という意見は、未解決になつてゐる残
余の問題をほうっておくという意味
じゃないのです。われわれの一応の段階
としてそういう答へがされたのであつ
て、政府に意があるならば、在外財産
問題審議会の機構も必要でない、う
たつてはいいのです。当然われわれの
所期の目的は達せられたので、この審
議会が解散せよ、廃止せよということ
はどこにもうたつていないわけであ
つて、従つて国会から出たりする議員のメン
バーくらいは、一応の段階においては
お許しただいていいと思ひます。お
けれども法律的にあるいは国際間の問
題等の解決に當つては、条約的にある
いは今後の外交交渉の問題等におい
て、いろいろと理論的にも調査研究を
しなければならぬ必要が残つてお
る。そういうことになるならば、引揚
同胞対策審議会が長期にわたつて一年
一年と延長してきて、その未解決事項
の範囲は、ある程度対象人員は減つて
きて、事項の重大性には変りないとい
うので、今日までこれが延長された
わけなんです。それと同じように、一

応の当面の対策ができたからといつ
て、在外財産問題全般の問題は片づい
ていないのですから、そうした専門的
な立場の人々によつて、残された問題
の検討を加えるということ、私は筋
としては通るのじゃないか、かように
思ひますが、そういう残余の問題は
どういう取り計らいによつてしようと
なさつておるのか、審議会の最高責任
者である賀屋さんより御答へをいた
したいと思ひます。

○賀屋政府委員 お説の通り条約等で
対外的に在外財産の帰還がどうなるか
ということが、きまつておりません地
域もまだたくさん残つております。そ
の方のそういった在外財産問題と関連
して、対外的な解決をどういう方法で
やるかということ、当初在外財産問
題審議会においても予想しなかつた問
題でございまして、ある何らかの措置
がとられたあとで、その在外財産問題
について自余どういふ措置をとるか、
その措置を研究するというのがこの審
議会の主たる目的であつたわけであ
ります。将来の問題につきましては、
これは外交上の問題といたしましては、
非常に重要な問題でございまして、主
張すべきところは主張するということ
で、その点につきましては政府部内に
おいて措置方針を考へて、対外交渉に
當るといふことにならうかと存じます。

○受田委員 専門的な機関として、調
査研究機関として何かの形のもの、
残つておつて、有害無益とは思わ
ないのののののののののののののの
いまいしょう。

○賀屋政府委員 お答へいたします。
ただいま申し上げましたように、今後

の對外折衝の際にこの在外財産とい
う点を頭において、どういふような態度
でもって外交方針等を進めていくかと
いう点につきましても、もちろん民間
の有識者の意見を聞くということ、
決して有害なことではないと思へる
のでございすが、ただいまのところ
では、そのために特に審議会を残して
おく必要はないという考へでござ
います。

○受田委員 審議会をこのまま存置し
ておくことに對して、費用がどれだけ
かかるかと計算されますか。

○賀屋政府委員 予算の点でございま
すが、こうした審議会の予算はその構
成員のいかに、数、性格等によりまし
ていろいろございすが、大抵年間百万
円前後でございまして、予算といつ
ましては、そう大きなものは必要で
ないと思へております。

○受田委員 その百万円という予算
がこれからもそのまゝの形で必要かど
うかということに私は疑義があるの
です。これは金を使うまいと思へば使わ
なくても済む審議会です、われわれ委員と
しても一文も金をもらつていないし、
みなサービスで出ているのだし、それ
から学識経験者の立場の方に審議
会を開くからと出席せよということ
であつても、これはむしろそのもので
ある。百万円も経常的な金は私は要ら
ないと思ひます。ほんの気休めの予算
があればいいわけなんです。そういう
ズメの源程度の儀礼的な予算を計上
してこの審議会が存置されるとすれば、
今後の問題を討議する機関としてこれ
を存置しておかれることが、今後の問
題処置に當つての一つの橋頭堡とい
いますか、足がかりがそのまゝ続けられ

ておるといふ意味においても、妥當で
はないかと思ひます。従つて政府は
こういう問題を簡単に考へて、國民に
与える心理的な影響とか、あるいは国
際的に考へても、在外財産問題は片づ
いたから、今後条約の問題等において
も日本は冷淡だといふような弱腰な
氣持にならざるおそれもある。まだ韓
国とかあるいは北朝鮮の未引揚者の問題
とか、直接われわれには日本政府とし
ての態度、國民的な感情を盛り上げ
て、あらに伝えるという意味におい
ても、重要な要素がたくさん残つてお
る、そういう際に、こうした機関が
あつて、日本國としては常に検討を加
へてゐるのだといふことを示す方が、
対外的にも日本の立場をはつきりし
ていいのじゃないかと思ひますが、ど
うですか。

○賀屋政府委員 今後の對外的な問題
の点からこの審議会を残しておいては
いかかという御議論でございすが、
在外財産問題審議会という形で日
本の對外的な主張を高めていくとい
う方法が果して適當であるかどうかとい
う点については、まだ政府としては踏
み切りがついておりませんので、一応
こうした大きな引揚者に関連する措置
がとられました機会に、この審議会は
廃止いたしました、また別の観点か
ら、必要であれば、そのときは、また
あらためて考へる、こういうことにす
べきではないかという考へでござ
います。

○受田委員 西ドイツの在外財産処理
に關する取扱ひ、あるいはイタリアの
連合國に對する在外財産問題の處理の
取扱ひという問題についても、それぞ
れの國で、日本とは變つた立場で、國

内法的に在外財産処理の問題を適当にするように条約の中にうたててある。

そういふ方から見ると、日本の場合は、在外財産については、条約的にも、これら敗戦国、同じ立場に立つ国と比べてきわめて不平等な取扱いがされ、冷淡な取扱いがされてきたといふことにおいては、賀屋さんもよく御存じの通りなんです。従って日本が条約的にも在外の私有財産を全く無残にもはぎとられたような形に現状が置かれておるといふ際に、今後条約の改正の問題とか、あるいはまた在外財産の処理について未解決の国々との交渉に当ってのかけ引きの根拠になる問題とか、いろいろ検討する必要があるといふことになるならば、当然そうした理論構成をする機関でもあり、また一方においては国際的に一つの筋を通した審議機関として、日本国の意思を代表する機関として、日本国民の世論を代表する機関として、こうしたものが存置されていって、私は有害無益にはならない。多少の有益ではないか。多少の利益があるならば、これを廃止してどこかに空白を覚えさせるよりは、これを存置して多少の利益を残しておく方が、やり方としては適当であると考えるのでありますが、検討の余裕はございませんか。

○賀屋政府委員 同じようなことを繰り返してしまつてことに恐縮でございますが、将来の国交未回復の国々との条約締結等についていろいろ問題になりますことは、在外財産問題に限らずいろいろ各方面にわたつて問題を含んでおると思ふのでございますが、それに一々審議会を作るといふことも、作つて悪いといふことは決してないと思ひ

ます。また在外財産問題についてはすでにこういう審議会があるからこれを残しておけという御議論も一つの考え方でございます。残しておいて決して積極的が悪いという点は、私はなからうかと思ふのであります。そのためにこの審議会を残しておくといふことでありますれば、また現在の構成等につきましても再検討する必要もありまいし、当初これができましてからのいきさつからも多少はずれてくるのではないか。それは先ほど申し上げましたように、ある国との条約その他の取りきめに対しまして、在外財産が一定の方法によつて処理せられましたとの問題をどうするかといふことにつきましても審議をするというのが大きなねらいであつたわけでございますので、そういった点から考えましても一応従来の任務として参りました問題は片づいたのではないかと、さらにここで新しく将来の外交交渉等についての意見を民間の有識者から徴するといふ趣旨で残すといふことでありますれば、構成その他の点につきましてももう一度考え直す必要があるかと思ひますので、またそういう事態がむしろ必要だといふことになりました際にはまた考えることにいたします。この際は一応廃止する、——何度と同じようなことを申し上げてまことに恐縮でございますが、政府としてはそういうふうにか考へておる次第であります。

○受田委員 総理府の付属機関というやうなものを略々しくつけたりもいたりますということは、これはまたあなた方行政の衝に当る立場の方としては考へてみなければいかぬ。こうした機関の廃止といふことは簡単なのです。

けれどもこれを新たに設けるということになると、非常にめんどうな手続も要するし、そこにいろいろな支障も起つてくるということになると思ふ。設置とか廃止とかいふものは略々しく考へてはならぬのです。従つてここに一応の付属機関ができて、一応の答申もされ、それに対するある程度の法案も出た。しかしまだ残された問題が尾を引いていくということになると、それがまだ解決を見ていないという段階においては、それをせめて一年でも二年でもその情勢をながめていく期間には、この付属機関を置いておく方が、これは政策として、あなたの方のやり方として、国民感情にもマツチするし、渉外的な基盤にもなつて適切ではないかと思ふ。簡単につけたりもいだりするやうな方は適当でないと思ふのです。また適当なときにはこれを設けたいと、つけたりもいだりするといふことは、あなたの方の軽いお気持ちで考へられることは適当ではないと思ふのです。もう一度同じやうなお答えがあればやむを得ませんが、多少変つた意見でもあれば一つ……。

○賀屋政府委員 別に變つた意見はございませんが、つけたりもいだりするとはよくないといふことはお説の通りだと存じます。今回廃止いたしますのは引揚者に対する措置方針といふことで大きな政策がまかりましたので、これがちやうどいい機会じゃないかといふことで廃止することにしたのでございます。

○受田委員 新たに設けようとするれば、また大へんめんどうな手続が要る、そういうことを思つたときには、今簡単にこれを廃止しておいてまた適

○賀屋政府委員 未解決の地域に對して條約上どういふ措置がとられるかといふことは、なるほど未解決でございしますが、今回の法案で措置いたそうといたしてあります内容におきましては、そういった地域からの引揚者に対しては、適用いたしておるのでございまして、その未解決の地域との條約な取りきめがまかりましたあとのために残しておかなければならないといふ理由はないと思ひます。

問題解決までは必要だと思ふ。それは長期的にわたるとは思われぬ。これは性格としては臨時的のもので、三年、未解決の国との交渉だつて、そう長引くとは思ふぬのですが、また長引いてはならぬのです、ほんとうは。そうするとせいぜい一年か二年の間の問題です。ここで急いで、この答申が出た、それに対してある程度案が出たといふので、さつと取りやめるのだといふのは、少しせつちがちないかと思ふのです。そこなんです、問題は。ごく簡単な問題なんです。

○受田委員 これはあなたと押し問答をするようになりますが、こうした設置法關係の法律といふものはあまり簡単に設置したり廃止したりするといふ考へ方は私は是當でないと思ふのです。一応ここにこういうものが出てきて第一段階として調査会、第二段階として審議会という形でできた。しかしまだあとにどういふ問題が残つておるかといふことになれば、残された問題も、法律の実施の問題も政府の責任といふことになるのですが、そうした残余の諸問題についての総合的の検討を案にちよつぱり結びつけて処理すると

いうのは、どういう気持ちだったのでしょうか。厚生省に何か責任を転嫁したように見えるのですが。

○賀屋政府委員 お答えいたします。

この法律案の附則で、在外財産問題審議会を廃止する規定を設けておりますが、これはもっぱら法律上の技術的な問題でございまして、総理府設置法を改正するという事でございします。

で、附則で規定いたして、それがたまたま一番最後になったということで、別段在外財産問題を軽く見たとか何とかいう意思は毛頭ございしません。また厚生省との関係でございしますが、これは厚生省がどう、内閣がどうということではなく、政府の一致した考えとして今度の法案が出るということが、この在外財産問題の一番大きな成果でもありますので、その法案が出ます際に、この審議会がらっぱに終了をして解散をする、こういうことでこの法案に盛ったわけでございます。

○受田委員 午前中神田厚生大臣にお尋ねした際には、この在外財産問題審議会の廃止については、厚生省でなく、これはやっぱり総理府関係であって、厚生省としてはどうもよく廃止する趣旨がわからないというふうな意味のことじゃなかったですか。とにかくあなたの総理府の方から、何かこれを押しつけたんじゃないかという印象を与えるような――私は大臣の答弁から、ひがみかもしませんけれども、あなたの方が、総理府の方が便宜主義的にこの法律に乗っかってきたような印象をひがみとして受けたとしたならば、私はなほだつたらぬ男と見えますが、ある程度根拠のあるひがみと思ひます。あなたの方から御依頼された事

実がございせんか。

○賀屋政府委員 全くそういうことはございせん、部内で打ち合せまして、この際廃止するのが適当であるという事で、一致した見解に基いてこういう法案をこしらえたわけであります。

○受田委員 この規定を入れたことは、閣議決定として、神田厚生大臣、何ら異議なく賛成されましたか。

○神田国務大臣 お説の通りでございまして、政府といたしましては、在外財産問題審議会の諮問の答申がございまして、その答申をのみ、その趣旨を尊重してこれを解決するということになりましたので、自然審議会に課せられた目的は、一応有終の美をおさめた。そこでこの問題を解決するに当たって、自然設置法も改正したい、こういう趣旨で、閣議では満場一致で、どなたも御異議がなく御了承を得た次第であります。

○受田委員 この問題はそれくらいにしておきます。これ以上は、また適当な機会に論議するとして。

次に厚生大臣、あなたはこの法案を出された責任者であります、あなたの省で所管される例の戦傷病者戦没者遺族等援護法ですね。この法律の三十四条関係の甲慰金支給の対象になる満州開拓民――閣議決定に基いて考えたという意味においては、この法律案の第二条にも、引揚者の定義の第一号に書いてあるのですが、この満州開拓民という立場に立たれた方々の取扱いは、厚生省はよほど慎重にやらなければいけないんです。ところが甲慰金で対象にされた人々と、それからこの法律の対象になつておる人々との、二つ

になつてゐる。私は午前中ちよつと触れたのでございしますが、満州開拓民というのは、あのソ連参戦後において、軍人は全部引き揚げる、そして役人どもはまづ先にしつぱを巻いて逃げ帰つた。まことにずいぶんことであります。が、平素の官僚の悪さを物語るものとして、ソ満国境にあつた、当時司政の衝にあつた役人たちは、いち早く家族を連れて逃げてしまつた。そのあとに、長期にわたつて満州の開拓、租国の発展のために、ソ満国境にまで及ぶほどの満州開拓民が、せつせと勤勞に従事していた人々だけが残つた。そこへさつとソ連軍が大挙押しかけてきた。従つてその混乱の中において敵方のローラーに敷かれ、銃火の犠牲となつて、あの満州に永遠に骨を埋めた人々ばかり知れないものがある。この混乱の際にだれが公務で死んだか、戦闘に参加したかせぬかという検討を加える余裕は全然なかった。それを確認するにしてもきつめて困難な状態にあった。そういうところで苦勞されて

方になつた方々に、資料がこちらの法律、資料のある方は戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用を受ける、こういう区分けをするという事は、あなた方としてはなかつた方々に対して不謹慎だと思ひますが、どうですか。

○神田国務大臣 これは私おしかりをちよくだいたしておるのですが、私もこれを作り出した責任を申し上げますと、戦闘に参加した方だけに差し上げて、そうしてその他を顧みなかつたというのが一つの問題だと思ひます。私も戦闘に参加しない、他の引揚民と同様な状態においておる方

になつた方、国策に従つてあちらに出ていかれた方なんでありまして、それが今まで何らの処遇を受けておらなかった、これは、この機会をはずせばなかなか解決しないということで、これをこの法案に盛り込むことに非常に苦勞しまして、最後の最後になつてようやくここに入れることができたやうな状態でございします。引き揚げ同胞の問題につきましては、外地の財産を基準として補償せよという声が高かつたものでありますから、外地でなくなつたことに對する代償として、そういうことをおっしゃつて私どもの耳に入れた方は、はなはだまづ正直に申し上げますが、聞いておりません。在外同胞の在外財産を解決するに當りまして、生きて帰つた方々を、これだけの人道問題として、また日本の終戦の跡始末として解決するならば、やはりこれは外地におつて帰れなかつた人の処遇を考えるべきものである。しかしまた特に開拓民のごときは、一人も漏れなくこれは処遇すべきものであろう、こういうような考え方をもちまして、これはほんとうに非常な苦心をいたしましてこの法案に盛り込んだ。もちろんこれは国家財政の関係もございしますし、いろいろの関係もございまして、十分でないことは先般から私の方から申し上げている通りでございまして、この点につきましてはどういう御非難もちよくだいたしなればならぬと思ひますが、しかしこの財政多端の際に、とにかく金額から申しますれば、私は日本の今日の経済状態から考えますと、巨額の金だと思つております。おそろく今後こういう大きな金が入るというふうになるかというこの見通し

がつかないのじゃないかというくらいでございします。そこで申し上げたいことは、開拓民の方々の戦闘参加以外の方々をこの法案に盛りまして、この処遇を期した、こういうふうに御了承願ひたいのでございします。

○受田委員 生きて帰られた方々の場合は別として、遺族給付金を受けるべき御家庭に對する場合は私は取り上げたいと思ひます。

あのソ満国境の困難な情勢の中でなかつた方々を、どれが戦闘に参加し、どれが戦闘に参加しなかつたかという事実は、これは神でないことではないこととす。とにかくソ連軍参戦以後の情勢というものは、開拓民十万人の人々にとつては全く餓鬼地獄のような情勢の中で生命を失われ、あるいは必死の抵抗を試みられて引き揚げてこられた、こういう形になるのであつて、特になつた場合には戦闘に参加したかしないかという判定は一体だれがするの。その調査などは容易ではありません。むしろあの混乱期になつた方々には戦死者と同様の取扱ひをして援護法の適用の対象にしてあげて、甲慰金三万円を、この法律に規定されている二万八千円とは二万円だけの違いではあるけれども、とにかくその家族に与えたい。印象の上において非常に大きな差があるのだから、判定の困難な段階においてなつた方々に対しては、せめて援護法の対象の中に入れて差し上げるというあたたい親心をなせお持ちにならなかつたか、私はそこに非常に疑義をいだくのであつて、この法で何とかやりたいと思つて最後の段階で努力されて入れたとおっしゃつたけれども、むし

る援護法の対象の中にこの方々を入れ
て差し上げるのが、温情あふるるりっ
ぱな厚生大臣としてとるべき措置じゃ
なかったかと思うのですが、事務局と
お話し合いされるときに、何かあなた
の御意思と違つて事務局が立案した
傾向はありませんか。

○神田国務大臣 受田委員の御意見は
私もよく理解ができるのであります
が、今受田委員がお述べになられたよ
うな方々は、援護法によつてすでに済
んでおるといふふうに私もは考へて
おるのであります。今日のはそれ以外
の方だ。もし受田委員の言われるよう
な方がありますれば、それは今でも援
護法からお出ししてあげることであつ
て、この法律でお出しして差し上げる
という方は、戦争に参加しなかつた人
であります。なお詳細は政府委員から
お聞き取り願ひたいと思ひます。

○田邊政府委員 戦闘参加者特に開拓
民が辺境の地帯から移動する過程にお
いて、ソ連軍または土匪等に襲われて
なくなれた方が相当ございますが、
これらの方々に對しては、大臣の言わ
れたように、でき得る限り戦闘参加者
として処置するようにいたしてござい
ます。ただいま死亡の状況がわからない
のではないかと、このことではあります
が、これは死亡として処理されておる
方々でございます。死亡の状況はわか
つております。そこでその方々が戦
闘に参加したかどうかという認定につ
いては、戦闘に参加した方という範囲
についてゆるやかに解釈して三万円の
対象にしてありますが、どうしても戦
闘参加者として取り扱えないものがご
ざいます。しかし収容所にたどり着い
て冬を越す過程において病気でなくな

られた方々、これは他の一般の引揚者
と同様に戦闘参加者と認めることはで
きない、こういう問題が残るわけでご
ざいます。その点について今大臣の申
されましたように、判定して差し上げ
た、こういうわけでございます。

○受田委員 あなたの御答弁で、私は
はつきりした線が出たと思ふのです。
収容所までたどり着いて、そこでなく
なられたという資料のある者、戦闘に
参加しなかつたという資料のある者を
除いて、そのほかの人は全部戦闘に参
加した者としての取扱ひをするとか、
あるいはたどり着いたにしても非常な
苦悩の末にたどり着いておるのだけか
ら、その人々を含めて戦闘に参加した
者としての取扱ひをするとかいうよう
な幅のあるやり方をされて、この法に
包含することをやめられるという方法
があると思ふ。それは援護法の改正を
して戦闘に参加という条件を改正する
点もあるし、いづれにしても援護法で
全部救うというような形で取扱ひをさ
れることが、この場合は私は妥当だと
思ふのであります。特になくなれた
方は、開拓民としてソ連軍の参戦に直
接影響されてなくなれたことは間違
いないのだから、そういう人々に対し
て寛大な取扱ひ方をなさることが、厚
生省の親心を示す意味において妥当で
あると思ふ。だから援護法の解釈に
よつて救われない場合は規定の改正と
いうことで開拓民の場合も一括救済す
る方法はないか伺ひたいと思ひます。

○田邊政府委員 法文の字句はその字
句の通りでございます。陸海軍の要請
に基いて戦闘に参加し死亡した者とい
うふうに相なつております。いかに最
大限の解釈をいたしましても限界以外
のことはやむを得ないことでございま
して、ただいまでき得る限りその条件
を適用する上という御要望でござい
ますが、そのお気持ちにつきましては
大体同感でございます。できるだけの
趣旨によつておりますが、しかし
かに考えましても、その移動の過程に
おきましての敵と申しては何でありま
すが、土匪あるいはソ連軍に襲われた
と認められない方もございます。また
収容所に入つてからなくなれた方も
ございますので、現在の法律の条項
で読み切るといったこともできません
で、今同様の関係もございますの
で、その残つた問題を処理したいと思つて
おります。先ほど大臣の申し上げた
通りの気持であります。

○受田委員 開拓民の死亡総数と、す
でに援護法三十四条の弔慰金の支給を
受けた人員とを御報告願ひたい。

○田邊政府委員 開拓民で死亡された
方は大体七万人であつたと記憶いたし
ております。その中ですでに弔慰金の
裁定の済んだ者が約一万五千人であつ
たかと思ひます。なおまだ事務の進行
中のものもございます。詳細な数字に
つきましては後刻調べてまた御説明申
し上げたいと思ひます。

○受田委員 死亡総数は七万と政府は
踏んでおりますが、われわれは実際は
もっと多いと聞いているのでございま
す。しかし政府の数字として一応納得
してお尋ねでございますが、弔慰金
は一万五千人しか受けていない。これ
は結局五分の一です。すなわちソ連軍
参戦後においてきつめて短期間に七万
人がなくなつておる。なくなつた人
が七万人以上もあつて、弔慰金の対象

になる人は一万五千人しかないとい
うようなことは現実であり得ないこと
です。その中では戦闘に参加しないで
少数逃げた人があるにしても、もう
その場合の情勢は逃げるのも何も議論の
余地なく、事実上は全く混乱に陥つて
戦争に参加したような結果になつてい
ると思ふのです。そのときに弔慰金の
対象になつた人はたつた一万五千人し
かおらぬ。そのほかの者は全然手をつ
けておらないから今度はこの方の恩典
に浴させようという考え方は、あまり
にも冷徹な扱い方ではないかと思ひま
すが、いかがですか。

○田邊政府委員 開拓民の死亡者の相
当部分は年が非常に若い、十八才以
下、十才前後から下の方が非常に多い
のであります。これらの方々は収容所
に到着してから病氣のためになくな
れた方が非常に多いのでございます。
先ほど自分の都合でなくなつたとい
う表現がありました。戦時災害でなく
なられた方は決して自分の都合でな
つたわけではございませんので、満
州においてあつた状態のもとにな
つた方は、一種の戦時災害と同じ
ような状態でなくなつた方であるとい
う観点から今度の給付金が出てゐるわ
けであります。自分の都合でなくなつ
た方に給付金を出すという考え方は
ないわけでありませう。

○受田委員 自分の都合でなくなると
いう段階じゃないと私申し上げたので
す。あの場面はたといふうことでも
解釈されようとしても、あの大隊が一
挙に押しかければ、逃げる人といえど
も、また戦線に参加する人といえども
選択の余地はないのですよ。戦争に参
加するようない形に開拓民が立たれたわ

けじゃないけれども、とにかくソ連軍
の犠牲となつてなくなつた点におい
ては全く同様なんです。そういう非常
に不幸な事態におかれてなくなつた
方々は戦闘に参加したという取扱ひで
あなたの方として判定をされる必要が
ないかと言ふのです。一々戦闘に参
加したか参加しなかつたかという区別を
つけることが非常に困難な段階にある
人々であるから、その取扱ひをもう少し
寛大にして法の適用をするなり、あ
るいは法の文章で救われたいとすれ
ば、むしろ援護法の改正をやつてその
人々を救うという形の方がよくはない
かとお尋ねしてゐるのです。

○神田国務大臣 これは私の答弁が十
分でない意を尽さないで反復される
かと思ひますが、こういうふうにお考
へ願ひたいのです。満州の開拓民とし
てなくなつた方を遺族等の給付金で
解決しようとした、そしてそれは今解
決をいたしたつてあります。それだけ
では解決しないものがある。戦闘参加
等によつてなくなつた方々に対して
は援護法の中で解決しようということ
で、十分調査してその方の解決をいた
しておる、すでにそれが一万五千人か
らございます。なお今裁定中のもの
も相当ある、こう申し上げてゐるので
あります。その法律だけでは救われ
ないものがある、その救われない方を
一つこの法律で救ひたいというのがこ
の法律の目的なんでございます。です
から受田さんがあの混乱の際に一体だ
れが死亡の確證をしたか、陸海軍の要
請に基いて参戦したかしないかをだれ
が判定するのかわからないか尋ねて
くださるだけなら方々にとらうとして
努力してゐるわけなんです。しかし突

際には調べて、一般邦人等と御一緒に引き揚げの途中において——あるいは匪賊その他の襲撃を受けなかったというようなことがはっきりしておられる方々で、今の遺族援護法によつては救われない方々がある。そういう方々の問題が何ら処遇をされておられないから、この法律によつてそういう方々を一つ処遇したい。年令を問わず——海外同胞の引き揚げは十八才未満の方には処遇しないのでございますが、開拓民だけは國の要請によつてあちらへおいでになったんだから、この方は年令を問わず全部処遇したい。しかも六カ月というような居住の条件はつけない。参戦の当日生まれた赤ちゃんであつてもそれがはっきりした方には差し上げたい。すべてを漏れなく処遇したい、こういうことで私も政府としては措置をしようというのでありまして、今受田さんのお話を承わつておりますと、何でもかんでも入れるという御趣旨ではなく、できるだけのは入れるということかと思ひます。その通り政府もやっておりますが、それだけでは救われない者が出る、そこでこういう処遇を考えたい、こういうふうにご御了解願へば、今お尋ねになりましたことと私の考えとがぴったり合うわけでございます。

○受田委員 相当幅のある御発言であります。そうしますと死亡總数の七万人の大半は援護法で救われる見出しになりますか。

○神田國務大臣 先ほど援護局長が答弁いたしておりますように、そちらの方の申請が——七万人のうちすでに解決したのが一万五千名で、残っているのが二万以上、こうなっておりますか。

ら、半分くらいが向う、残り半分がこっち、全部裁定した場合、その裁定にいろいろ条件がございますからその事実認定がどうなるか——今ごらんのように聞いた話でございますから、正直に申し上げておられるわけでございます。御想像願ひたいと思ひます。

○受田委員 大体残りの裁定申請のものが全部条件にはまったものとしての計算と了解していいですね。寛大に了解します。

そこで問題があると思うのです。内地で空襲で学徒動員でなくなった場合、あなたの方の理論をもつてするならば戦闘に参加したとか何とかいって、空襲でどんなにやられたのです、戦闘に参加するものもない、工場において直接たまたま受けてなくなったのであるから、これはもう戦闘に参加したかしないかという境界ははなはだむづかしい問題になってくるのです。一般の戦災でなくなった方もみな敵の弾丸でなくなられたわけですから、これはみな戦闘に参加したということになる。区別はできないわけですね。そういうことになりまして、戦闘に参加したという基準をどこに置くかということになって非常なむづかしい問題になってくるのではないかと。だからソ満国境で七万人の人がなくなつたということになると——いつか援護法改正案のときに、こういうあれに對してあなたの方が大へん反對されたことがある。故意または重過失の資料のある者以外は認めるといふことです。その点はこういう形にしてみたらどうですか。ある戦争に参加したといふことの証明がないという場合、たとえば自分の都合である地域におつたが、そこへは匪賊が来た形跡はない、たまたまそこでコレラやチフスでなくなつたといふ証明がある者だけは戦闘に参加した者と認めないけれども、戦闘に参加しなかったという証明のない者は全部戦闘に参加したものとして取り扱うという幅の広い取扱ひはできませんか。

○神田國務大臣 それもなかなかむづかしいことでございます。今あなたの言われた逆な場合ですが、資料のない者はみな認めるんだという認め方は、これも法律解釈としてちよつとおかしいことになりはしませんか。

○受田委員 ところがその逆の場合とすることになりますと、みなまた非常にやってくる。そうなりますと結局どちらにしても判定は非常にむづかしいことになる。結局現地にあつた人の場合は、混乱でなくなつた立場の方は一律に——むづかに二千元です。二万八千元と三万円の二千元しか違ひぬ、援護法の適用で慰金金をついただいたことの方が、それはお金の毒な人の、なくなつたにたいして對しても敬意を払つたことになるのですから、取扱ひ方として弔慰金としての恩典に浴せしめる方があたにかい親心ではないかと私は思ふ。その取扱ひにまともなれば、この法律の適用を受ける場合は、今申し上げたようにはつきりした戦闘不参加の証明がある、その証明といふのは本人の証明でない、すなわち第三者が証明する場合これを資料として判定するといふ形にすればいいのである。本人はこれには参加しなかったといふことを言わねえというから……。

匪賊も敵軍も侵入しなかったところではなくつたのだという場合、これはきつめて例が少いと思うのですが、そういう場合だけ引揚者の給与支給法案で救つてあげて、あとの大半は援護法で救つてあげる——首を振らないで一つ援護法の適用というところに寛大な解釈をしてあげることが、この取扱ひ方としては私は非常に親切だと思う。この法律案と援護法と二つあるものですか……。そのことについてもう一度御答へ願ひます。

○神田國務大臣 受田委員がお述べになつておられることと、私も考えておることとは根本においては違つておらぬのじゃないかと思ひます。今まで出さなかつたことについての話は別として、この問題を解決しようという立場から考えた基本的な考え方は、私は同じじゃないかと思ひます。問題は政府といたしましては遺族援護法で解決しよう、あれでよいという気持ちでおやりになつたのだらうと思ひます。ところがやってみるとそれじゃ解決できない者が出た。そこでこういう問題が生まれてきたわけですね。そこでこの機会に在外引き揚げ同胞の援護の問題を考えた場合、遺族援護法で解決できない問題をこの機会にあわせて解決したい、こういうふうな考えで、こういう法律を御審議願ひことになつたわけですね。ですから受田委員の言われたような具体的な方があれば援護法で解決していく、それで解決できない者をこちらの方にのぞくのだ、こういうふうにお考え願へばいいと思ひます。受田委員の方はできるだけ援護法で解決したい、その方が二千元よりいくじやないか、その方がみだりに對して安らかに眠つてもらえるし、國のあたにかい気持ちがわかつてもらえんじゃないかということですが、具体的に

に解決できる者は、今おっしゃつた今までの法律でいく、それでできない者はこちらでいく、それで全部解決するのだ、こういう考え方でございませうか、説明がまずいものですから御納得いくのに骨が折れたのじゃないかと思ひますが、考え方はそれと同じ考え方でございますから御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 その御説明ならば七万人の大半はその方にならなければならぬと思ひます。今裁定申請している全部を条件に合う者としても、まだ三万五千しかなくていいのですから、半分も救つていないのは寛大な取扱ひをされてない証拠じゃないですか、大臣そう思ひませんか。

○神田國務大臣 何と申しましょか、決して反駁するわけではございませんが、満州の開拓民の住んでおりました地域といふものは、非常に広大であることは受田委員よく御承知だと思ひます。日本の数十倍の面積でございますから、いかにソ連軍、あるいは匪賊等がシラミつぶしに開拓民を殺そうと思つても、そう私は手が届かないだらうと思ひます。正直な實際の話。やはり侵入してくるのは一定の経路を來るのでございますから、そこを通り魔のように通つたところは残つておりますが、通らないところは残つておつただらうと思ひます。そういう方々が逐次引き揚げられておつた、内地に帰つておいでになつた方も相当あると思ひます。それまでの來る途中においておなくなりになつた方がある。いわゆる戦闘不参加である。病氣その他でおなくなりになつた方々をここで救おうというわけでございます。

○受田委員 先ほど援護局長が答弁いたしておりますように、そちらの方の申請が——七万人のうちすでに解決したのが一万五千名で、残っているのが二万以上、こうなっておりますか。

に解決できる者は、今おっしゃつた今までの法律でいく、それでできない者はこちらでいく、それで全部解決するのだ、こういう考え方でございませうか、説明がまずいものですから御納得いくのに骨が折れたのじゃないかと思ひますが、考え方はそれと同じ考え方でございますから御了承願ひたいと思ひます。

ら直接戦闘に参加された方々はみんな倒れておりますから、私は通り道はみんななやられておると思うのです。通り道でないところが徐々に引き揚げてきた。そのうちのなくなった方と引き揚げ完了された方々がある。引き揚げ完了された方々に処遇せられますから、なくなれた方々にも同様に処遇しよう、こういうことでございます。

○受田委員 開拓民の方は大体国境にいたわけですが、なくなれた人の大半は国境にいたのです。そうするとほとんどの戦闘に参加されたとは判定していいのです。沿線にいて一緒に残っていた人と、開拓民の場合は分布が違ふ。開拓民のなくなった死亡地域をくらにすればわかる。満州は日本の数十倍はないわけですが、日本の三倍か四倍しかないのです。ごく面積は近いのですから大したことはない。ですからわかるのです。そこであなたに研究していただきたいのですが、あなたの方の支給法案で、大休年度の戦争犠牲者の問題を処理済みだとお考えのようですが、まだ海軍の共済組合法の適用を受ける人と、あるいは学徒動員で戦闘に参加しなかったように見えて、実は参加しておる立場に立たされておる、事実上空襲でなくなった立場の人とか、いろいろなケースの残余の方があつたわけですが、そういうものの取扱いはあわせてこの際片づけたらいい。あるいは援護法の十八才から二十才までの年令層にある人、あるいは六十才未満の人、こういう問題もあわせて検討したいということであつたようですが、そういう方面の援護法の改正についてはさつぱり御意見がないようですが、どうしたことでか。

○神田國務大臣 その点につきまして、目下検討中でございまして、これは解決できるものをできるだけここで解決したいというところは、私ども厚生当局の非常な願望でございまして、相手のあることでありまして、いろいろまた十分資料の詮議等の問題もございまして、これと同時に解決のできなかったことは、まことに遺憾でございますが、しかしこれは今後の検討によつて、できるだけすみやかに一つ成案を得たい、こういうように考えております。

○受田委員 片手落ちのないようにするといふ大臣の御意見を私年頭に伺つたのですが、予算は来年度からのものにして、法案は今回の国会にお出しになるという御用意はございませつか。そういう援護法改正は……

○神田國務大臣 これは政府におきまして新たに調査会を設けて、そこで検討いたしまして均衡のとれた成案を得たい、こういうことになって閣議に了解になっておりますから、そのことも御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 恩給審議会といひますか、仮称何といふことになっておるか知りませんが、そういう機関を作るといふときに、援護法の関係にある部分も含めるわけですか。

○神田國務大臣 その通りでございします。

○受田委員 援護法関係の分くらいは早く抜いて、まだ適用をはずされている人には早く片づけてあげることです。審議会がねつちり、ねつちりやつたら春日遅々として、果していつの日に成案を得るかわかりませんよ。あまり冷淡ですよ。これは今国会で何とか

してあげようじゃないですか。予算といふものは大したものじゃないのです。学徒動員にしても従軍看護婦にしても、二十億か三十億で全部が救われるのです。恩給法で三百億というような案を立てられるのに比較したら、援護法で二十億か三十億で厚生省、あなたの方の手でやれるのです。恩給局長でなくてあなたで直接やれるのです。あなたの在任中に、あなたに一つ手柄を立てていただきたいと私はひそかに祈つておる。さしあたり恩給法の審議会の対象にならない立場の援護法の対象になる人だけ救おうじゃないですか。せつかく引揚者の開拓民に對して、こういう気持をお示しになった機会に、援護法三十四条の適用範囲を拡大するくらいのことばやろうじゃないですか。うちの引揚委員会の方でも大体そういうことをやろうじゃないかといふことになっておつて、政府の意思を確かめるといふことになっておるのですがね。どうですか、やつていただけますか、抜けるだけ抜いてでも……

○神田國務大臣 受田委員の御要望はまことに同感でございまして、私もその点も含めましてこの際解決したい、そういう考えで折衝を実は続けておるのでございします。ところがその方がなかなか妥結いたしませんので、全部妥結してこれをやるか、あるいは妥結したもので、一つ長年の懸案であるから一応めどをつけて御審議願うか、こういう段階に立ちまして、あとの方は引き続き相談をしいて、この話のついた分だけは成案を得て御審議願う、こういうことに相なつたわけでございます、私どもの気持といつ

しましては、受田委員の述べられた決意とおそろくちつとも違つていない強い決意であるといふことは、もう御了承願ひと思つております。話がつかないので、これもそのままにして、それがつかまで待ちますと、この方も未解決になるものでございまして、話のついたものは一つ分離して御審議願う、今お述べになられたようなことはなお交渉しまして、成案を得次第御審議願う、こういうような段取りでこのように運びになったことを御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 あなたの誠意はよくわかりました。ただ、ここで大急ぎでやらなければならぬ問題があるのです。それは学徒動員などで手や足をもがれて何ら処遇を受けてない人々、これは援護法の中の傷年金額と傷害一時金の規定を改正すればごく簡単にできるのです。しかも、その対象になつてゐるのは二百名か三百名です。特別項症、第一項症、第二項症、第三項症までを含めても、三百人か四百人しかおらぬのです。あの青春を犠牲にして、結婚もできない、仕事にもつかないといふ、学徒動員で犠牲になつた人々が、今路頭に迷つておるじゃないですか。この分だけでも今国会で、あなたの方で障害年金と障害一時金を改正して、これだけ抜いてやる。予算もわずかで済む。一億足らずなんだから、これはどこからでも金がひねくり出せるじゃないですか。この方だけでもおやりになる御熱意を示していただくと、この席で大臣の貴族を十分私は尊敬しますがね。一つ今国会へ出すかどうか。

○神田國務大臣 そういう考えで折衝

は続けておりますが、相手のあることでありますので……

○受田委員 相手というのはだれですか。

○神田國務大臣 それは予算当局その他でございますから、私の方の厚生省予算のやりくりによつて解決できるものであれば、ここで私はお返事いたしません、いつの幾日いたしようにと……

しかし政府部内をまとめて参らなければならぬことでございますので、必ず出すといふような約束はできませんが、御趣旨は私も同意見でございしますので、できるだけすみやかな機会に成案を得て御審議願う、こういうふう

○受田委員 今の、傷の重い人だけは人数が少ないですよ。たとえ第一項症にしても、一年に十二万三千円で受ける人がこのうちで何人おるか知らぬが、平均して八、九万円程度にとまつたとしてみましても、手続的には一億円内外で済むじゃないですか。大蔵省、どうですか。

○小幡説明員 ただいまのお話でございします、遺族援護法の関係は、恩給その他全般的な問題に影響があるものと考えられるわけでございます、その分につきましては特別審議会を設けて検討することになっておるのでございします、やはりその全体の一環として解決するものは解決する、こういうふうにするのが妥当じゃないか、このように考へておるわけでございます、今回は取りあへず引揚者給付金、これは審議会の答申もございしたので、それを提出しておるわけでございます、また、その他の問題につきましては、ま

に別途検討いたす、こういうことになしたというのがわれわれの考え方でございます。

○受田委員 大臣、大蔵省としては幅のある回答と私は了解する。特に学徒動員の場合は、今まで何年か金も一時金ももらってないのですから、これだけ抜いて新しくふやしたからといって、今までもらった額をふやすのじゃないので、新しく救ってあげるというのですから、これだけ抜くことは可能であると思うのです。今の大蔵省のお答えは幅のある回答と了解して、ごく一部であるから何とか認められる、新しく救済してあげるべく限られた人だけをまず取り上げる、そういう一歩々々、ケース・バイ・ケースという形でどうでしょう。

○神田國務大臣 受田委員の御趣旨はよく承でますので、一つすみやかに成案を得たい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○受田委員 もう一つ。日本人であつて満州国の軍人とか蒙疆の軍人であつた人、この人々は、第二条の引揚者の定義の、終戦当時外地に生活の本拠を有していた者の中に入ると思うのです。また第八条の遺族給付金の支給の中にも該当すると思うのです。該当するだけじゃこれは済まぬと思う。満州国の軍人などというのは、強制的に転換せしめられたのであつて、何も好んで満州国の軍人になつた者はおらぬのです。無理やりさせられたのです。従つて満州国の軍人で戦死した人は、日本軍人と同様の扱いで戦死されたんです。あのときは日満一体だったのですから。その日満一体の形で、日本の軍司令官の支配下に満州国軍人は動い

ておるのです。満州軍は単独行動をしなかつた。今のことで言えば、日本の軍隊がアメリカの支配下に動かされて、演習でも、十一月四日にやったのは、アメリカのリーダー基地からやられちまつてゐる。そういうところを思つて、結局日本の軍人と同一の性格を有する満州国軍人に対しては——日本人は戦前に参加して戦死者の取扱ひを受け、満州国軍人であつたがゆえに、日本軍人と同様に同じ司令官から命令を受けて動いてゐても、戦死者の場合には、第八条第一項の規定を受けてさきやかなる給付金をもらつて、それで靈が休まると思ひますか。大へんな大問題ですよ。これはどうですか。あまりにも軽々しく取り扱つておられると思うのです。

○神田國務大臣 満州国の軍人の死亡者につきましては、三万円の弔慰金を上げておりました、これは二万八千円になっております。額の問題は少額でございますが、そうした、これと違つた取扱ひをしておることを御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 これは戦死者なんですから、この法律の適用も受けないで——援護法の遺族年金の支給対象ぐらゐまでは格を上げてやるべきじゃないですか。恩給法の扶助料にはならぬにしても……ですから、満州国の軍人としてなくなつた人は、日本軍人と同じ性格の戦いに参加し、同じ形で戦死されておるんだから、援護法の遺族年金の支給規定を受けるという形に改正される方が筋が通るのではないかと思うので、今お尋ねしているのです。

○神田國務大臣 その点につきましては、今度できる調査会で十分検討を加

えたい。御趣旨同感でございますので、よく研究いたしてみたいと思ひます。

○受田委員 あなたの「お氣持」としては、私の今お尋ねしていることはもつともだとお考えですか、大臣は私に共鳴されますかどうか、そこを伺つておきたい。

○神田國務大臣 お尋ねになりますお考えの点は、もう私個人としては全く同感でございます。

○受田委員 個人として同感だと言われたので、私は一応その成案を期待いたします。

いま一つ法律案の問題になるところは、この法律が施行されて後に三年間たつと、権利の請求がないと時効になる。ところが今後引き揚げてきた場合には、この法施行後において、法の適用をはずされた立場で戻ってきた人などの救済は、どういう形でなされようとするのですか。

○神田國務大臣 これはこの法が施行されて権利確定してから三年間不履行の場合に無効になるという意味でございます。いまして、これからお帰りになつてから権利が発生するわけですから、その御心配はないようにお願いしたいと思ひます。

○受田委員 これから帰つてきて請求したときを起算日とされるわけですね。間違いないわけですね。そうしたら、第十八条の時効によつて消滅する人は、はなはだお氣の毒な立場に立たれるわけでありまして、一応こういう法律には、ある程度時効規定を設けなければならぬという慣例はあるようでございますけれども、引揚者の場合などは、これは特別な事情によつて、し

かも十年もたつてゐるんですから、突態をつかむのが容易でないし、本人もつかつた場合があり、また周囲の人々もつかつた場合があつて、手続等に實際に目時がかかる、あるいはそのままに放置されているというふうな事態が起るので、特に幅広く救済する規定を設けておかぬといかぬと思ふのです、いかがでしょう。

○田邊政府委員 ごもつともな点であります、私もできるだけ法の趣旨の普及徹底をはかりまして、すみやかに給付金の支給を終えたいと思ひます。御心配の、知らないでおるために支給を受けられなかつたということのないようにいたしたいと思ひます。時効の規定は、一般の社会保険の例によりまして二年であります、この場合は、特にもう一年延長いたしました、三年といたしております。その辺は御心配のないように善処いたしたいと思ひます。

○受田委員 在外公館等借入金金の返済実施に関する法律という法律が出ておる。これが實際は期限つきで施行したところが、一年々々と延長して、ずいぶん長く延長したんです。だからこの法律もある程度相当幅をもつてかかるという必要があるのです。もう戦後十二年ですからね。だからこの時効規定なども、もう少しゆくりしておいて、野に遺棄なきを期するといふ言葉がありますが、野に遺棄なきを期するようにならなければいかぬ。どこにも手落ちがないようにならなければならぬと思ふのです、もう少し時効を延ばされてはどうですか。

○神田國務大臣 これは十一年もなつておりますから、國として早めても早く

整理をいたしたい。それから、おそろく引揚者においても、やはり早く整理をしたいという希望を持っておられたのでございまして、その希望というものを早く一つ、達成と申しましようか、確定してもらいたいという熱意が非常に強いと私は思ふのでございまして。でございまして、三年間行わないときは時効によつて消滅するということとは、両方で急ぎましようということとでございまして、受田委員の言われることは、これは三年間あるわけでございまして、これは三年間あるわけでございまして、やってみまして、これじゃ解決つかないというふうな事情の見通しがつきましたら、将来においても延長することもやぶさかではないわけでありまして。とにかく長い十一年余の問題を取り扱つておりましたし、今後また帰つてくる人も取り扱つておるわけでありますから、両方で急いでいる。そこでこの十八条の規定ぐらゐで両方の満足のいくようにというふうに考えたわけでございまして、實際問題としてみて、どうしても工合が悪いというふうなことがありますれば、そのまぎわにいつて考えてもおそくはない、こういうふうに考えております。

○受田委員 最後にこれを伺つて私は質問を終わります。権限委任の規定、二十三条の「その他政令で定める者にその一部を委任することができ」という規定は、問題にもなかつたと思ひますが、政令の中で厚生省としては今の有力な団体を含めるといふ腹があるかどうか。

○神田國務大臣 これは予算委員会でも私御答弁申し上げておりますが、都道府県市町村というふうな公共団体を対象にしております。それ以外には琉

球政府を考へております。

〔廣瀬海外引揚委員長退席、藤本社
会労働委員長着席〕

○受田委員 そうすると引揚団体は全
然考慮に入れておりませんか。

○神田國務大臣 今のところ民間団体
は使わない、こういうような考え方で
おります。

○受田委員 そうすると、この法律が
施行されて後、今のところは考慮し
ないが、その次には考慮する、そうい
うふうに考へてよろしうございま
すか。

○神田國務大臣 これは政府の認定事
務になっておるものですから、国の行
政以外にそれを認定することはむずか
しいのじゃないか、こういう考へ方を
とっております。

○受田委員 そうすると、琉球政府は
一応なっておりますが、厚生関係の団
体というものには、国でなすべき業務
を民間に委託するということは、法律
的な根拠を民間に与えるということは
今まで許されてないという意味で、
お許しにならぬのですか。

○田邊政府委員 先ほど大臣から琉球
政府と申し上げましたが、それは南方
連絡事務所長でございまして、日本政
府の出先機関でございまして、それから
これは権利の裁定、認定でございませ
うので、当然国が行うべきであつて、民
間の団体等にはまかすことはできな
いと思ひます。

○受田委員 ところが権利の認定をす
るに當つて、資料の提供その他事務処
理上についての協力は求めるのですか。

○田邊政府委員 引揚者団体は引揚者
のための団体でございまして、引揚
者の方々に資料を集める等いろいろ

る御苦勞を願ふこともあると思ひま
す。その場合には、引揚者団体におき
ましても、その不備な点、足りない点
を補つていただくのは、この団体本来
の仕事でございまして、国が頼まな
くても当然おやりになつていいと思
ひます。

○受田委員 厚生省は引揚団体に対し
て、こういう調査等に當つては十分協
力を求め、あるいはいろいろ協力して
やるという氣持を持つてあげる方が、
特に特殊な事情にある場合であるか
ら、妥協しないかと思ひますがね。

○田邊政府委員 これは仕事の性質
上、また諸般の事情から考へまして、
都道府県知事に認定の仕事をお願いす
ることになつております。そこで事
務の実施におきまして一番大事なこと
は、全国の認定の仕事がばらばらにな
らないように、一定の基準によつて整
齊と行われることが一番大事だと思
ひます。そこでそれは一定の基準によ
つて地方にやらせるようにしたいと思
つております。引揚者団体が法の実
施によつてすみやかに引揚者が給付金
をもらえるようにすることに協力され
ることは当然のことでありまして、別
にそれを認めるとか認めないとかい
うことは言う必要がない、当然なすべ
きことだと思ふのでありまして、国から
それに委任するということ性質のものじ
やないと思ひます。

○受田委員 靖国神社の祭神について
厚生省が協力してあげていてというこ
とは間違ひございせんか。

○田邊政府委員 靖国神社の場合にお
きましては、靖国神社へ合祀をする戦
死者の諸元と申しますか、戦死者の姓
名、本籍地、戦没された年月日、場所

等が、靖国神社ではわかりませんの
で、それを厚生省なら厚生省に聞いて
くる。そこで厚生省は都道府県と連絡
をとつて、できるだけ教えてあげると
いう仕事をやつておる。これはだれが
聞いてきても教えてあげるのは当然で
ありますので、こちらが靖国神社の仕
事に協力してゐるわけでありませう。

○受田委員 實際問題として市町村長
あるいは府県知事がやるにしても、町
村の更生会というものは、できてい
るものないものあるわけでありませうが、
府県の更生会というものは、相当強力
な組織体として現に有力な存在になつ
てゐるわけなんです、府県知事が、
権限の行使に當つて、府県の更生会を
有力な協力体としてこれが援助を求め
るといふことは、それは自由ですな。

○田邊政府委員 この点につきまして
は、各府県の認定の事務がばらばらに
ならないようにするといふことが一番
大事なこととございませう。協力を求め
た結果ばらばらになつては困るわけ
であります。その点につきましては、慎
重な態度をもつて臨みたいと思ひま
す。

○受田委員 そうしますと、府県知事
が条例をもつて更生会その他を利用す
る規定を作るといふ場合はあり得る
と思ひますが、どうですか。

○田邊政府委員 その点につきましては
も、全国的に統制をとつて参りたいと
思つております。

○受田委員 そうすると、府県知事の
引揚団体に対する協力依頼も政令で制
約するわけですか。

○田邊政府委員 これは事実上の取扱
いでございまして、政令で国が都道府
県知事に委任するといふことを規定す

るだけでございませうが、實際問題とい
ひまして、よくお考へいただきませう
ればおわかりになると思ひますが、こ
ういふ仕事は、あまり個々の事務につ
いて民間団体に関与するといふこと
は、私はどうかと思ふのでございま
す。やはり警察と、しかも画一的に、
統一のとれた方針のもとに個々の事務
が実施されるということが一番大事
なこととございまして、その団体がそ
の仕事に関与した結果ばらばらになつ
てしまふといふことはどうだろうか、こ
う考へております。

○受田委員 その問題は後にまた機会
があると思ひますが、あまりかたいひ
もをつけてやらなくても、府県知事
の良識にまかせるという形で私はい
いじゃないかと思ひますが、いけませ
んか。

○神田國務大臣 重々承知いたしてお
りまして、それは片時も忘れずやつて
おるつもりでございませう。ただ微力
でございませう、なかなか思う通りに
はかどらぬ面もございませうが、今お尋
ねのことは、前に私が申し上げたこと
と同じでございまして、十分承知いた
しております。

○受田委員 大臣がお考へになつてお
られる、戦争犠牲者のまた処理の対象と
なつて残つてゐる面は何々とお考へで
ございませう。大臣の構想の中から……

○神田國務大臣 私ずっと前、引き揚
げの委員会でもお考へ申し上げており
ますように、学徒動員の關係、それか
ら徴用工の問題、あるいはもっと進め
ば消防等の、空襲時避難等において果
敢な勤務をされて傷害を受けた方々に
対する年金問題、こういうことを主と
して考へております。

○受田委員 それだけでございませう、ほ
かに残つてゐませんか。

○神田國務大臣 厚生省の立場とし
て、大体そういうことを中心にしてや
りたい。この前お考へしたときもその
範圍であつたと考へております。

○受田委員 あなたの所管に關連する
問題として、まだどういふものが残つ
ておりますか。構想があたりだと思
うのですが……

○神田國務大臣 厚生省の所管として
は大体そういうことになるのじゃない
でしょうか。ほかに何かお氣づきの点
がございませうればお聞かせ願ひたい。

○受田委員 恩給法關係はあなたの所
管ではないのでございませうが、これは
關連する問題としてお考へいただき
たいと思ひます。

○神田國務大臣 恩給、それから扶助
料等の問題につきましては、これは給
与担当大臣の所管でございまして、先
般閣議におきまして、これは一般文
官等との均衡の問題もあり、その他の
問題もあるもので、調査会を作つて検
討を加へたいといふことで、官房長官
からも発言がございまして、私も賛成
いたしております。閣議で了承に相な
つております。

○受田委員 戦災者の取扱ひは、もう
あなたの政府としては全然御考へされ
ないという考へでございませうか。

○神田國務大臣 今のところ、これ以

上どうという話は出ておりません。

○受田委員 戦災でなくなった人、空襲で生命を失った人ですね、これは三十万くらいというように聞いておるのでございますが、これは人命に関する問題ですから、その人の取扱いは何としましておかれる必要はないですか。

○神田国務大臣 空襲等でなくなられた、戦時中の一般の国民のそうした手当について、戦時災害保護法でござい

ますが、この方で、当時済ませてある、こういうふうを考えております。

○受田委員 これで質問を終わります。

○齋本委員長 他に御質疑はございませんか。——なければこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会